

自己点検・評価報告書

2018

2019 年 11 月
国立大学法人愛知教育大学



「自己点検・評価報告書2018」について

国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程第4条の規定に基づき実施する自己点検評価は、同規程第4条2項に掲げる基本項目のうち、外部評価、認証評価、法人評価の実施年度を勘案した上で、当該年度の自己点検評価項目を選定し、実施する。

1. 実施目的

本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について調査・分析を行い、その結果を「自己点検・評価報告書」として作成・公表することにより、本学の理念・目標・計画に基づく成果や課題、問題点を明らかにし、本学の教育研究水準の向上及び大学運営等の改善に資することを目的とする。

2. 自己点検評価の実施方法

(1) 対象範囲

自己点検評価の範囲は、2016～2018年度の活動状況（2016年4月1日～2019年3月31日）とする。

(2) 自己点検項目

- ・附属施設の概要
- ・附属学校
- ・自己点検・評価及び教育情報の公表
- ・危機管理

(3) 評価基準

「評価基準」は、国立大学法人評価委員会の「第3期中期目標期間の業務実績評価」、大学改革支援・学位授与機構の「大学機関別認証評価」を活用する。なお、該当の基準は、目次にその旨を示している。

- ・国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の

第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（平成31年3月一部改正）」

- ・大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価 自己評価実施要項（平成31年度実施分）」

自己点検評価にあたっては、指定された「評価基準」に照らして評価を行い、評価結果を分かりやすい文章で簡潔に記載する。

3. 記載上の留意点

本書は、本学Webサイトにて公表するため、公表に支障がある箇所については、記載を省略するなどの配慮を行っている。

4. 基礎資料集

本書とは別に評価の根拠を「基礎資料集」としてまとめている。

自己点検・評価報告書 2018

目 次

評価項目	国立大学法人の第3期中期目標期間に係る業務の実績における附属学校の評価	大学機関別認証評価	その他の評価基準等	ページ数
第1章 附属施設の概要				
1 附属図書館			本学独自の観点等	P. 3
(1) 設置目的				P. 3
(2) 活動内容				P. 3
(3) 統計資料				P. 6
(4) 成果と課題				P. 8
(5) 改善方策				P. 8
2 センター				P. 9
(1) 教職キャリアセンター				P. 9
(2) 教育臨床総合センター				P. 14
(3) 国際交流センター				P. 16
(4) 地域連携センター				P. 18
(5) 科学・ものづくり教育推進センター				P. 21
(6) 健康支援センター				P. 22
(7) ICT教育基盤センター				P. 23

評価項目	国立大学法人の第3期中期目標期間に係る業務の実績における附属学校の評価	大学機関別認証評価	その他の評価基準等	ページ数
(8) キャリア支援センター			本学独自の観点等	P. 25
(9) 教員養成開発連携センター				P. 27
3 その他				P. 30
(1) 伊良湖臨海教育実験実習施設				P. 30
(2) アイソトープ実験施設				P. 31
(3) 自然観察実習園				P. 33
第2章 附属学校				
1 中期計画の達成状況			中期計画【56】	P. 37
			中期計画【57】	P. 38
			中期計画【58】	P. 39
			中期計画【59】	P. 40
			中期計画【60】	P. 41
2 基準ごとの評価				P. 43
基準1 教育課題への対応について	評価の共通 観点（1）			P. 43
（1） 観点ごとの分析				P. 43
観点1-1： 学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいるか。				P. 43
観点1-2： 審議会答申などにより明確となる新たな教育課題や国の方策について、率先して取り組んでいるか。				P. 43
観点1-3： 地域における指導的あるいはモデル的な学校となるように、多様な子供たちを受け入れながら、様々な教育課題の研究開発の成果公表等に取り組んでいるか。				P. 43
（2） 優れた点及び改善を要する点				P. 45

評価項目	国立大学法人の第3期中期目標期間に係る業務の実績における附属学校の評価	大学機関別認証評価	その他の評価基準等	ページ数
基準2 大学との連携	評価の共通 観点(2)			P. 46
(1) 観点ごとの分析				P. 46
観点2-1: 附属学校の運営等について、大学側との間で協議機関等が設置され十分に機能しているか。				P. 46
観点2-2: 大学の教員が、学校現場での指導を経験する意義を踏まえ、一定期間附属学校での授業の担当や、行事への参加などについてのシステムが構築されているか。				P. 46
観点2-3: 附属学校が大学におけるFDの実践の場として活用されているか。				P. 47
観点2-4: 大学のリソースを生かしながら、質の高い教育課程や教育方法の開発に取り組んでいるか。				P. 47
観点2-5: 附属学校での実践研究の成果が大学の教員養成カリキュラムに反映されるシステムが構築されているか。				P. 47
観点2-6-①: 大学の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。				P. 48
観点2-6-②: 大学と附属学校が連携して、附属学校を活用する具体的な研究計画の立案・実践が行われているか。				P. 49
観点2-6-③: 大学との連携により、学校における実践的課題解決に資するための研究活動が行われているか。				P. 50
観点2-7-①: 質の高い教育実習を提供する実践的な学修の場として実習生の受入を進めているか。				P. 50
観点2-7-②: 大学の教育実習計画は、附属学校を十分に活用したものとなっているか。				P. 51
観点2-7-③: 大学の教育実習の実施への協力を行うために適切な組織体制となっているか。				P. 51
観点2-7-④: 大学と遠隔地にある附属学校については、教育実習の実施に支障が生じてないか。				P. 51
(2) 優れた点及び改善を要する点				P. 52

評価項目	国立大学法人の第3期中期目標期間に係る業務の実績における附属学校の評価	大学機関別認証評価	その他の評価基準等	ページ数
基準3 地域との連携	評価の共通 観点（3）			P. 53
（1） 観点ごとの分析				P. 53
観点3-1： 教育委員会と附属学校との間で組織的な連携体制が構築されているか。				P. 53
観点3-2： 地域の学校が抱える教育課題の解決に教育委員会と連携して取り組んでいるか。				P. 53
観点3-3： 教育委員会と連携し、広く県内から計画的に教員の派遣・研修が行われているか。また研修後に各地域に研修成果を生かした貢献ができていないか。				P. 54
（2） 優れた点及び改善を要する点				P. 55
基準4 附属学校の役割・機能の見直し	評価の共通 観点（3）			P. 56
（1） 観点ごとの分析				P. 56
観点4-1： 附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われているか。				P. 56
観点4-2： 附属学校として求められる機能の強化を図る観点から、その規模も含めた存在意義の明確化や大学の持つリソースの一層の活用がなされているか。				P. 56
（2） 優れた点及び改善を要する点				P. 57
第3章 自己点検・評価及び教育情報の公表				
1 自己点検・評価				P. 61
（1） 中期計画の達成状況			中期計画【86】	P. 61
（2） 自己点検・評価の実施体制			本学独自の観点等	P. 62
（3） 自己点検・評価の実施状況				P. 65
（4） 第三者評価の実施状況				P. 66
2 評価結果に対する改善状況				P. 68

評価項目	国立大学法人の第3期中期目標期間に係る業務の実績における附属学校の評価	大学機関別認証評価	その他の評価基準等	ページ数
3 教育情報の公表状況				P. 70
○ 基準ごとの自己評価				P. 70
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準		領域3		P. 70
基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること		基準3-6		P. 70
分析項目3-6-1 法令等が公表を求める事項を公表していること		分析項目3-6-1		P. 71
第4章 危機管理				
1 中期計画の達成状況			中期計画【94】	P. 77
			中期計画【95】	P. 78
			中期計画【96】	P. 79
			中期計画【97】	P. 79
			中期計画【98】	P. 81
			中期計画【99】	P. 82
2 危機管理体制の分析			本学独自の観点等	P. 84
(1) 観点ごとの分析				P. 84
観点1-1 危機管理に関する規程等は整備されているか。				P. 84
観点1-2 危機管理マニュアルは整備されているか。				P. 85
観点1-3 危機対策本部は整備され、実効性のあるものになっているか。				P. 87
(2) 優れた点及び改善を要する点				P. 88

評価項目	国立大学法人の第3期中期目標期間に係る業務の実績における附属学校の評価	大学機関別認証評価	その他の評価基準等	ページ数
3 危機管理に関する整備・取組状況の分析			本学独自の観点等	P. 89
(1) 観点ごとの分析				P. 89
観点2-1 危機管理を対象として整備されたものが機能・運用されているか。				P. 89
観点2-2 危機管理に関する取組状況は充実した内容となっているか。				P. 95
(2) 優れた点及び改善を要する点				P. 97

第1章

附属施設の概要

第1章 附属施設の概要

1 附属図書館 <http://www.auelib.aichi-edu.ac.jp/>

(1) 設置目的

附属図書館は、本学の教育及び研究に必要な図書、逐次刊行物、電子ジャーナル、諸記録、古書及び視聴覚資料といった図書館資料の収集、管理、運用を行い、本学学生、教職員の教育研究活動を支援するとともに、地域社会に開かれた活動を行うことにより、広く教育及び研究の発展に寄与することを目的としている。

(2) 活動内容

① 愛知教育大学附属図書館の理念と目標

2016年度の第63回国立大学図書館協会総会にて「国立大学図書館機能と革新に向けて～国立大学図書館協会ビジョン2020～」が採択され、大学図書館の基本理念が示された。この理念に基づき、本学附属図書館の機能の充実を目指し、次のように理念と目標を制定した。

愛知教育大学附属図書館の理念と目標

【理念】

愛知教育大学は、広域の拠点的役割をはたす教育大学として、人間理解と真理探求に努め、教育が直面する現代的課題への対応力を有し、子どもたちの未来を拓くことができる豊かな人間性と確かな実践力を身につけた専門職業人の養成を使命としています。

愛知教育大学附属図書館は、この使命を実現するべく、本学の学修・教育・研究活動を支援するため、多様な学術情報及び学修環境を提供します。

【目標】

- ・「教育の総合大学」を掲げる本学の附属図書館として、幅広い学術情報や大学史資料を収集・保存・公開するとともに、情報資料へのアクセス環境の向上に努め、新たな知の創出を促します。
- ・本学及び附属学校における教育・研究活動を支援し、研究成果の収集・公開・発信を行います。
- ・多様な学修形態に即した環境を提供し、学生の主体的な学修を支援します。
- ・地域に根ざした教育大学として、施設の開放、所蔵資料の公開を通じた社会貢献を行います。
- ・利用者ニーズを把握し、図書館サービスの向上に努めます。

2017年10月11日制定（教育研究評議会承認）

② 資料・学術情報の収集

附属図書館は、理念に基づいた学修・教育・研究活動を支援するために、本学教員からの推薦、学生の希望、図書館職員による選書等により、本学学生の教育に不可欠な図書・雑誌・情報等を積極的に収集し、図書館システム（学術情報を収集・整理・提供するシステム）を活用して利用者に提供している。また、

学内はもとより国内における必要な情報の検索・利用もスムーズに行えるようレファレンス業務を行っている。

卒業生や他大学等の研究者、一般の方々等の学外者に対しても同様なサービス業務を行っており、関連する他大学や公共の図書館との情報交換においても協力を推進し、本学独自の教育・研究活動に関する情報を社会に対して発信している。

③ 開館時間

2003年4月から、授業開講日の月～金曜日は22:00まで開館し、土・日・祝日には、11:00～17:00まで開館しており夜間大学院学生をはじめとする利用者の利便性に努めている。

2018年度 附属図書館 開館日・時間

授業開講期間 月～金/9:00～22:00, 土日祝日/11:00～17:00

授業開講期間以外 月～金/9:00～17:00, 土日祝日/閉館

④ 附属図書館利用説明会の実施

附属図書館への理解と学生の学修・読書意欲を高め、利用拡大を図るため、毎年度、年3回の附属図書館利用説明会を実施している。なお、2018年度の実施については、次のとおりである。

第1回 2018年4月 新入生対象 「図書館検索説明会」及び「図書館1周ツアー」

第2回 2018年6月 全学生対象 「論文の探し方」講座

第3回 2018年11月 全学生対象 「論文の探し方」講座

⑤ 電子ジャーナルの提供

電子データが主である学術雑誌の提供については、附属図書館のウェブサイトに電子ジャーナル閲覧用(学内専用)エリアを設け、学内のどこからでも電子ジャーナルにアクセスできる環境を整備している。

2018年度において利用可能な電子ジャーナルは、外国出版社のものでは、エルゼビア社、シュプリンガー社の2社と、国内では科学技術振興機構(J-STAGE)と国立情報学研究所(CiNii)が利用できるようになっている。

⑥ 情報アクセス環境の整備

館内は無線LANが整備されているほか、閲覧机等には情報コンセントが105ポート設置されており、情報ネットワークへアクセスできる環境が整備されている。

また、蔵書検索については、2005年度から携帯OPACサービスを導入し、いつでもどこからでも携帯端末からの蔵書検索ができる環境が整備されている。

なお、このサービスには「お知らせ情報」が表示できるため、附属図書館の臨時休館、特別行事などの各種情報も利用者へ発信ができるようになっている。

⑦ 各コーナーの設置

附属図書館2階に次のコーナーを設置し、学修・教育活動を支援している。

- ・「共通科目図書コーナー」を2000年度より設置し、共通科目の担当教員が科目の目標の参考となる図書を

選定している。

- ・「世界の教科書コーナー」を2002年度より国際的な視野を持った教育者の育成に寄与する目的で設置し、現在は世界15か国及び地域の教科書が収集されている。
- ・「進路・資格コーナー」を2006年度より学生のキャリア支援として、就職関係や資格試験問題集などを設置している。

⑧ アイ♥スペースの活用

2009年に附属図書館で企画するイベントのほか、教職員や学生の作品展示、授業の成果物の展示などが行える多目的利用スペースを開設し、2010年3月には親しみやすい愛称を募集し、「アイ♥スペース」と名付けた。2018年度の使用状況は次のとおりである。

2018年度アイ♥スペース使用状況

	使用期間	タイトル	主 催 者	使用目的
1	2018. 4. 25	春のランチタイムコンサート	音楽教育講座	コンサート
2	6. 9－6. 15	造形文化コース R I T共同制作ガラス作品展	美術教育講座	展示
3	7. 9	混声合唱団学内演奏会	混声合唱団	コンサート
4	7. 9－7. 20	マスコットキャラクター投票	広報・地域連携課	イベント
5	7. 26－8. 5	造形文化コース ガラス造形展	美術教育講座	展示
6	10. 5－10. 22	尾張藩の蔵書印 ー愛知教育大学附属図書館からー	図書館運営室	展示
7	10. 17	読み聞かせ講演会「伝わる読み聞かせ」	広報・地域連携課	講演会
8	10. 25－11. 6	造形文化コース 金工作品展 (保護者懇談会・ホームカミングディ企画)	学生・国際課	展示
9	11. 14	秋のランチタイムコンサート	音楽教育講座	コンサート
10	11. 16－11. 29	美術科2年 「風景写生」展	美術教育講座	展示
11	2019. 2. 5－2. 19	造形文化コース ガラス作品展	美術教育講座	展示
12	2. 28－3. 6	ちっちゃいもの展	美術教育講座	展示

⑨ 愛知教育大学学術情報リポジトリの構築

本学で生成された学術成果を広く社会に還元し、また後世に保存するために「愛知教育大学学術情報リポジトリ」を構築し、2009年1月に正式公開した。公開以降、コンテンツ数、ダウンロード数とも増加しており、本学の学術成果の発信窓口の役割を果たしている。

また、2017年4月から国立情報学研究所とオープンアクセスリポジトリ推進協会が共同運営する、クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスの「JAIR Cloud」を利用している。

⑩ 所蔵図書の電子化

本学所蔵の貴重な資料の中から、江戸期の俳諧一枚摺資料を電子化し、附属図書館のウェブサイトで公開するなど社会への発信もしており、学生や研究者のほか一般の方々にも広く閲覧されている。

⑪ キッズライブラリーの設置

2017年に、子どもの成長・発達を支援する児童図書・絵本・紙芝居を配架したキッズライブラリーを設置し、その一角には、読み聞かせコーナーもあり、学生が利用するとともに、地域に開放することにより、子育て支援にも貢献している。

⑫ アクティブラーニングスペースの設置

2017年に附属図書館の改修工事を行い、2階全域をグループ学修可能なアクティブラーニングスペースとすることにより、学生、大学教員、現職教員が交流や議論を通じて知的に刺激しあう、活発で自律的な学修を推進できる環境を整備した。また、2階にはICT機器が利用できる教室を再現した模擬授業ルームやパソコンを設置したメディア・コモンズも設置している。

(3) 統計資料

① 利用状況

2018年度開館状況

(年度累計)

	平 日	うち時間外	土日祝日	合 計	休館日数
開館日数	224日	156日	70日	294日	71日
開館時間数	2,572h	780h	420h	2,992h	—

2018年度入館者数

(年度累計／単位：人)

学 内 者	学 外 者	合 計
182,875	4,461	187,336

2018年度貸出冊数

(年度累計／単位：冊)

	平 日	土日祝日	合 計
教 職 員	3,849	398	4,247
学 生	42,197	4,081	46,278
学 外 者	916	450	1,366
合 計	46,962	4,929	51,891

2018年度相互利用件数

(年度累計／単位：件)

	相 互 貸 借		文 献 複 写		合 計
	受 付	依 頼	受 付	依 頼	
教 職 員	—	141	146	251	538
学 生	—	36	0	427	463
学 外 者	434	—	543	—	977
合 計	434	177	689	678	1,978

2018年度レファレンス件数

(年度累計／単位：件)

	所在調査	事項調査	利用指導	合 計
教 職 員	6	0	16	22
学 生	88	3	395	486
学 外 者	16	1	35	52
合 計	110	4	446	560

2018年度学術情報リポジトリ件数

(単位：件)

登録総数（当該年度3月末）	ダウンロード件数（年度累計）
7,074	1,392,255

② 蔵書状況

蔵書冊数

2019/3/31 現在（単位：冊）

和 書	洋 書	合 計
487,523 (423,742)	129,203 (94,954)	616,726 (518,696)

*（ ）内は、目録データベース入力冊数

雑誌種類数

2019/3/31 現在（単位：種類）

和 雑 誌	洋 雑 誌	合 計
8,737	1,853	10,590

電子ジャーナル、視聴覚資料

2019/3/31 現在

電子ジャーナル契約数（タイトル数）	視聴覚資料点数	
	うち外国書	
6,970	4,150	2,289

③ 受入状況

年間図書受入冊数、年間雑誌受入種類数は、予算の状況等により変動があるが、過去5年の平均では、図書受入冊数は約6,000冊、雑誌受入種類数は約1,260種類となっている。なお、外国雑誌は価格の高騰や電子ジャーナルへの移行等で受入数は減少傾向にある。

図書受入冊数、雑誌受入種類数

(各年度累計)

年 度	2014	2015	2016	2017	2018	合計	平均
図書受入冊数（冊）	8,681	7,736	4,642	4,371	4,332	29,762	5,952.4
和 書	7,874	7,115	4,375	3,987	3,999	27,350	5,470.0
洋 書	807	621	267	384	333	2,412	482.4
雑誌受入種類数（種類）	1,924	1,596	1,172	858	754	6,304	1,260.8
和雑誌	1,732	1,429	1,053	797	694	5,705	1,141.0
洋雑誌	192	167	119	61	60	599	119.8

④ 施設規模

建物は、3階建て（延床面積5,861㎡）、2017年に改修工事を行い、1階は書庫、2階は全域をアクティブラーニングスペース、3階に書架を集約し、閲覧エリア、自習エリアとし、各階の機能を明確化した。

また、附属図書館内においては無線LANに接続することが可能となっている。

附属図書館施設規模

2018/5/1 現在

延床面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数	情報コンセント	
			有線ポート数	無線LAN
5,861	413	764,600	105	有り

⑤ 刊行物等

- ・愛知教育大学附属図書館ガイド
- ・附属図書館利用案内

(4) 成果と課題

近年の大学図書館には、ラーニング・コモンズ（学生がともに学ぶ共有スペースであり、学生同士が集まり議論を交わし、ともに考える場）の設置が求められており、2017年に附属図書館を改修した際には、2階を「動」（交流を促し新たな知を創出）、3階を「静」（自ら学び思考を深化）とエリアの目的を明確化し、2階にラーニング・コモンズを設置した。

2階「動」のエリアには、グループ学修が可能なアクティブラーニングスペース、模擬授業ルームを設置し、学生等が自律的な学修が行える環境を整備し、また、地域貢献活動を充実させるためのキッズライブラリーを新設し、学生による読み聞かせ会が開催されるなど、地域の子育て支援に貢献した。

3階「静」のエリアは、研究室（個室）やサイレントルーム（キーボードを打つ音も出してはいけない部屋）を設置し、利用者の用途に応じて使えるよう配慮した。また、改修前には2階と3階に分散していた書架を集約し、さらに書架を追加するなど、図書資料の収納スペース確保に努めた。

なお、1階の書庫には2014年に電動書架を設置し、収納スペースの狭隘化解消に努めた。

また、課題として、電子ジャーナルの価格が同一内容の調達でも毎年上昇し、今後、購読を継続することが困難になることが想定される。

(5) 改善方策

特になし

2 センター

(1) 教職キャリアセンター <https://www.aichi-edu.ac.jp/kyo-car/>

設置の目的

本センターは、本学が有する広域拠点型の教員養成機能を実現するために、「実践力の育成」「高度化の推進」「再教育の支援」を柱とした取り組みを行うことを目的としている。

センターの構成

本センターは、教科教育学研究部門、FD部門、教育支援専門職研究部門、教育実習研究部門、体験学習支援部門、教員研修部門、教員免許状更新部門の7部門から構成されている。

また、公募により部門ごとに委嘱された研究協力員の協力の下、全学的な課題について対応している。

2018年度における主な活動内容

1) 教科教育学研究部門

- 年8回の研究会を開催、うち初回は年度のテーマ設定、3回は大学・附属学校共同研究会の在り方に関して、2回は研究報告、その他の2回は情報交換会を開催した。
- 「大学・附属学校共同研究会：大学・附属学校園共同研究の課題と可能性」の開催
日時：2018年12月9日（日）
場所：ウイंकあいち（愛知県産業労働センター）
対象：本学教職員・附属学校園教職員・学生・公立学校教員・一般参加
内容：（第一部）附属名古屋小学校教諭，附属岡崎中学校副校長，愛知県公立中学校教諭，本学准教授の4名の登壇者によるパネルディスカッション
（第二部）ワークショップ形式による大学・附属共同研究体制についての課題と解決策の検討
- 「附属学校との新たな共同研究」という特集テーマで各教科から原稿を集め、部門誌「SCOPEⅢ」9号を発行し、県内の全小中学校等に配布した。
- 大学・附属学校共同研究会では16分科会、2プロジェクトで大学教員と附属学校教員が共同研究を行い、その成果を報告書にまとめた。その際、第一部では各部門・分科会の夏季一斉研修報告を、第二部では研究報告を15編掲載した。
- 高等学校用教科書（2018年度使用）203種206点を購入し、教育未来館3階に配架した。

2) FD部門

- 授業改善アンケートの実施
2018年度の教職関係科目について、授業改善アンケートを実施し、前期・後期分の集計結果と教員による自己評価書をFD部門のホームページに公開した。また、アンケート結果について分析を行った。
- 授業改善のためのFDの企画・実施
新採用教員向けFD研修会を実施した。また、7回の全学FD集会・講演会と、1回のPD講座、2回の大学院FD集会を実施した。

＜全学FD集会・講演会＞

- 2018年7月11日 全学FD集会「ICT活用支援ソフト ロイロノート・スクールを使ったワークショップ」
- 2018年9月12日 全学FD集会「教員養成・教育支援専門職養成課程学生のICT活用指導力育成の実践事例の紹介」
- 2018年10月24日 全学FD講演会「ピア・インストラクションを用いたグループ学習」
- 2018年10月24日 全学FD集会「実践力育成科目『自然体験活動』『企業体験活動』に関するFD集会」
- 2018年12月10日 全学FD講演会「大学授業におけるアクティブ・ラーニングの試み」
- 2019年1月30日 全学FD講演会「性的マイノリティについて考える―学校(現場)における理解の促進と受け入れのために―」
- 2019年2月27日 全学FD講演会「講義科目でのアクティブ・ラーニング」

＜PD講座＞

- 2018年10月2日 全学PD講座「教員養成ならではの教職員PD講座『チーム学校と教育支援』」

＜大学院FD集会＞

- 2018年7月11日 大学院教育実践研究科FD
- 2019年2月27日 大学院教育学研究科FD「教職大学院移行に向けて」

○ 授業公開

前期9件、後期10件、合計19件の学部授業の授業公開を実施し、延べ100名の教員が参観した。

3) 教育支援専門職研究部門

○ チーム学校の理解度に関する調査研究

一年生と二年生の学生のチーム学校の理解度を測定することを目的として、チーム学校の理解度の測定尺度を実施・分析した。

○ 「チーム学校」ワークショップの実施

日時：2018年12月5日（水）13時30分～15時00分

場所：教育未来館3階 多目的ホール

対象：教員養成課程1～4年生の学生、教育支援専門職養成課程の1・2年生の学生、大学院生

内容：不登校の事例を提示し、実際に自身が専攻する職種の立場に立ち、グループでどのように対応を行うか検討を行った。検討した内容は、全体で共有しワークを通して他職種の役割や、他職種と連携することの意義について考えを深めた。

○ 不登校児童生徒へのチーム援助に関するアンケートの実施

不登校児童生徒に対する他職種連携の在り方について明らかにするために、不登校児童生徒対応時の学校内の協働・連携及びその効果に関するアンケートを作成し、配布した。

4) 教育実習研究部門

「教育実習の手引き」の検討、及び教育実習の評価方法に研究課題を設定し、検討を進めてきた。

○ 教育実習研究部門会議の開催

本年度は前期に1回と後期に1回の合計2回、部門会議を開催した。

主な会議の内容は以下のとおりである。

- ・「教育実習の手引き」改訂に向けてのスケジュール確認
総論編は2020年度実習から。小学校編は2020年度実習から。中学校・高等学校編は2021年度実習から。2018年度は改訂に向けての予備調査を実施。
2019年度の編集作業スケジュールは、原稿依頼6月、原稿締め切り10月、完成稿12月。
- ・「教育実習の手引き」改訂に向けての作業
改訂の参考資料の準備（他大学の手引きの収集）、予備調査の内容の確認（改善点についての質問項目の作成）、予備調査作成・依頼（教科教育研究部門、附属学校教員、教職大学院教員）、改訂に向けてのタイムスケジュールの確認。

○ その他

2018年度 日本教育大学協会、全国教育実習研究部門、第32回総会・研究協議会（奈良教育大学で開催）に参加し、他大学との教育実習に対する取り組みなどを伺うとともに、情報交換を行った。教育実習研究専門委員会に部門代表として2名が参加した。

5) 体験学習支援部門

1年生では「学校サポート活動入門」を実施した。また、2019年度から3年生の選択必修科目である4体験活動「学校サポート活動Ⅱ、多文化体験活動、企業体験活動、自然体験活動」を実施するため実施要項の見直し、評価方法及び活動記録や活動報告書等の様式の検討を行った。多文化体験活動においてはすでに2019年3月に実施しており、成果と課題を精査し2019年度の学習を計画中である。2年生、3年生においては引き続き「学校サポート活動Ⅰ」、「学校サポート活動Ⅱ」をそれぞれ実施した。

- 2018年4月11日（水）「学校サポート活動入門」事前指導
- 2018年4月18日（水）「学校サポート活動Ⅱ・Ⅲ」事前指導
- 2018年5月30日（水）「学校サポート活動入門」名古屋地区事前指導
- 2018年6月（名古屋市）・9～10月（愛知県・他府県）「学校サポート活動入門」
- 2018年7月25日（水）「学校サポート活動入門」愛知県、他府県事前指導
- 2018年9月～12月 「学校サポート活動Ⅰ」
- 2018年9月～2019年2月 「学校サポート活動Ⅱ・Ⅲ」
- 2018年10月3日（水）第4回実践力育成科目運営専門委員会
- 2018年10月31日（水）「学校サポート活動入門」事後指導及び今後の実践力育成科目のガイダンス
- 2018年12月12日（水）「学校サポート活動入門」事後指導
- 2019年1月31日（木）「学校サポート活動Ⅰ」事後指導
- 2019年2月21日（木）第5回実践力育成科目運営専門委員会
- 2019年2月28日（木）「学校サポート活動Ⅱ・Ⅲ」事後指導
- 2019年3月 「多文化体験活動」

6) 教員研修部門

教員研修部門では、愛知県総合教育センターと本学とで連携している教員研修に新たに名古屋市教育センターを加え、この3者において、特に教職大学院の取り組みを中心に、「学び続ける教員像」を確立するための現職教員の研修実施と「学び直しの教育拠点」づくりを目的として活動した。

- 会議（研究・研修）の実施について

第1章 附属施設の概要

第1回愛知県総合教育センター/名古屋市教育センター・愛知教育大学教員研修連携協議会

日時：2018年6月21日(木) 13:00～14:45

会場：愛知教育大学 本部棟3階 第3会議室

議題：(1)連携協議会の運営について

(2)「中堅教員研修」及び「管理職・教育委員会等を対象とした研修」プログラムの開発・実施について

(2018年度教育研究活動・2019年度教育研究活動)

(3)2018年度 愛知県教員研修計画(研修改革について)

(4)その他

2018年度現職教員研修担当者会議

日時：2018年6月21日(木) 15:00～17:00

会場：愛知教育大学 本部棟3階 第1会議室

議題：(1)全体会・本年度の趣旨説明(大学と愛知県総合教育センターとの連携等について)

(2)研修内容について

(3)質疑応答

(4)研修・講座打ち合わせ(各担当)

2018年度教員研修の実施(愛知県)

日時：主に2018年7月～9月

会場：愛知県総合教育センター・愛知教育大学等

講師：愛知県総合教育センター指導主事・愛知教育大学教員等

2018年度教員研修の実施(名古屋市)

日時：2018年7月25日(水), 7月27日(金)

会場：名古屋市教育センター

講師：愛知教育大学教員

第2回愛知県総合教育センター/名古屋市教育センター・愛知教育大学教員研修連携協議会

日時：2018年11月16日(金) 15:00～17:00

会場：愛知教育大学 本部棟3階 第3会議室

議題：(1)教育委員及び管理職対象の研修について

(2)教職大学院について(ラーニングポイント制度を含む大学院改革プラン等)

(3)その他

第3回愛知県総合教育センター/名古屋市教育センター・愛知教育大学教員研修連携協議会

日時：2019年3月27日(金) 15:00～17:00

会場：愛知教育大学 本部棟 第2会議室

議題：(1)来年度の教職大学院のカリキュラム概要について

(2)2020年度教職大学院の募集概要について

(3)その他(名古屋市教員育成指標ガイドブック・教職大学院の研究指導など)

7) 教員免許状更新部門

教員免許状更新部門では、本学での対面講習に関する実務、及び東京学芸大学・千歳科学技術大学と本学の連携組織KAGAC(eラーニング教員免許状更新講習推進機構)によるeラーニング講習に関する実務を担当している。

○ 免許更新講習の在り方についての調査研究

2017年度に引き続き、文部科学省から「平成30年度教員免許更新制高度化のための調査研究事業」の委託を受け、KAGAC実施のeラーニング受講者、及び東京学芸大学と愛知教育大学での対面講習受講者に対してアンケート調査を実施し、対面講習とeラーニング講習の受講動機や効果の違い等について分析した。これら2年間の調査を通して、受講形態による違いをアンケートや受講者属性と対応付けて分析し、以下の報告書としてまとめた。

https://www.aichi-edu.ac.jp/renkei/files/30menkyohoukoku_190329.pdf

○ 本事業に関する検討会議

- ・免許更新制高度化のための調査研究事業 第1回検討委員会（2018年7月3日）
- ・免許更新制高度化のための調査研究事業 第2回検討委員会（2019年3月26日）

※場所はいずれも東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター

○ KAGAC運営委員会・実務委員会・企画検討ワーキング会議

- ・運営委員会 2018年6月12日(火)10:30～ TV会議
2018年9月27日(木)10:30～ TV会議
2018年12月14日(金)10:00～ TV会議
- ・KAGAC実務委員会 2019年2月18日(月)15:30～ 本学
2019年3月26日(火)13:00～ 東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター

○ 学内関連委員会・会議への参加

- ・教員免許状更新講習等運営委員会（年5回開催）出席
- ・教職キャリアセンター委員会（年3回開催）出席
- ・その他、業務打合せ多数実施

成果と課題

主な成果として、学生向けには2017年度入学生からの新カリキュラムに対応し、2019年度から本格実施となる3年生の選択必修科目「実践力育成科目」の企画・試行を行い、実施に向けた課題の精査を行った。また、「チーム学校」の考え方について、学生の理解度の調査（アンケート）及び理解促進に向けた取り組み（ワークショップ）も行っている。教員向けには、教科教育学研究部門では、「附属学校との新たな共同研究」をテーマに1年間活動を行い、成果を研究会で発表した。FD部門では、FD講演会や授業公開、授業改善アンケートを実施し、授業改善活動に寄与した。現職教員向けに、教員研修部門では研修の実施、教員免許状更新部門では、教員免許状更新講習を実施した。教科教育学研究部門と教員免許状更新部門では、文部科学省からの委託事業を受託し、調査研究事業を実施した。これらのセンターの活動により、学生・教員、現職教員の実践的な学びを深めることにつながっている。

課題としては、センターの活動拠点が無いことが挙げられる。FD講演会実施場所、部門会議などの実施場所、教員研修の実施、免許状更新講習の実施場所等の確保に苦慮している。また、教科教育学研究部門で調査研究のために毎年購入している小学校・中学校・高等学校の教科書を配架し、閲覧するスペースがないことにより、有効活用できていないことが挙げられる。

改善方策

閲覧スペースの問題については、教科書を保管する本棚を省スペースのもの（もしくは移動式書架）に買い換えることにより、効率的な配架を検討していく。

(2) 教育臨床総合センター <http://www.rinsho-center.aichi-edu.ac.jp/index.html>

設置の目的

本センターは、教育臨床及び発達臨床に関わる理論的、実践的及び学際的研究を行うとともに、学校教育の諸問題に適切に対処することのできる教員及び援助専門職者の養成に寄与することを目的として設置されている。

センターの構成

本センターは、こころの支援研究部門（心理教育相談室を含む）、そだちの支援研究部門（発達支援相談室を含む）の2部門から構成されている。

また、公募により部門ごとに委嘱された研究協力員の協力の下、全学的な課題について対応している。

活動の指針

1. 心理教育相談室、発達支援相談室を中心とした相談活動による地域貢献
2. 学校教育臨床専攻院生及び修了生等への教育臨床に関する養成訓練
3. 附属学校園、愛知県総合教育センター、豊明市内の小中学校等の教育機関及び地域社会への教育臨床を通じた支援や啓発活動
4. 教育臨床に関する調査・研究

2018年度の部門共通の主な活動

- 研究活動
『教育臨床総合センター紀要第8号』の発行（投稿論文数5本）
- 公開講演会事業
テーマ：特別支援教育現場における新学習指導要領を踏まえた取り組み
開催日：2018年12月15日（土）
- SOBAの活動
「いじめ」や不登校に悩む子どもに寄り添う学生を主体としたボランティア活動等

2018年度における主な活動内容

1) こころの支援研究部門

参照：「自己点検・評価報告書2018」基礎資料集

『第6章 地域連携・社会貢献／5 相談事業／（1）こころの支援研究部門』

① 活動内容

教育現場における教育臨床の諸問題に係る研究活動、教育事業及び相談事業を行っている。具体的にはセンター協力員対象の事例検討会を本学教員並びに外部講師も招へいして、年間10回開催した。

また、心理教育相談室の相談室スタッフの質的向上を目指して相談室主催の事例検討会を行った。これは相談室スタッフとしての登録要件として位置付けられており、年間5回開催した。

内地留学生関連事業としては、愛知県総合教育センターとの包括協定として3人の内地留学生（長期研

修生)を受け入れた。

社会的活動としては、アイリスパートナー派遣事業(大学院生による児童の心理相談活動)を実施し、附属学校4校、豊明市の小学校2校に大学院生計12人を派遣した。

② 成果と課題

2011年度より、大学院修了後に相談室スタッフとして活動を継続する者にも卒後教育を提供し、心理教育相談室でのよりよいカウンセリングを継続的に提供できるような教育体制の整備に取り組んできた。現在は、それらの研修体制が定着し、外部相談スタッフと大学内部の相談スタッフとの連携を安定してスムーズに行えており、相談室の運営・活動は質的に充実していると考えられる。

2018年4月の公認心理師法施行による公認心理師が国家資格として位置付けられたことに伴って、今後、心理相談に対する認知度が高まっていくことを考えると、心理教育相談室への地域貢献への期待は高まっていくと想定される。今後も、地域の期待や要請に応えるため、相談室活動の充実を図りたいと考える。

③ 改善方策

心理教育相談室は大学院生教育や相談室スタッフの研修に主導的な役割を果たしており、相談室の相談活動の質的充実を図ることが肝要であると考えます。また、スーパーバイザーをはじめとした、指導スタッフの充実も必要と考える。

2) そだちの支援研究部門

参照：「自己点検・評価報告書2018」基礎資料集

『第6章 地域連携・社会貢献／5相談事業／(2) そだちの支援研究部門』

① 活動内容

発達障害をはじめとする障害のある幼児、児童、生徒に対する教育に係る研究活動、教育事業及び相談事業を行っている。具体的には、発達障害児への学校支援ボランティア派遣(刈谷市の小学校に6人派遣)、研修活動(発達支援相談室のケースカンファレンスを13回開催)等を行っている。

② 成果と課題

成果としては、地域貢献として発達障害のある児童・生徒をもつ家族への支援と、活動に学生が参加することで特別支援教育に関わる実践的な学びにつながっていることがあげられる。

地域のニーズは高く、毎年60～70件のケースを受け入れている。しかし、相談室担当教員の多忙化や学生相談スタッフの不足などにより、2018年度には新規の相談申し込み受付を一時停止せざるを得ない状況も発生した。相談室の運営・活動を安定して継続できる体制を整備することが課題である。

③ 改善方策

上記の課題改善のための方策としては、非常勤カウンセラー(スーパーバイザー)の増員、グループワークの導入による学生相談スタッフへの研修の充実などがあげられる。

(3) 国際交流センター <http://www.aichi-edu.ac.jp/cie/index.html>

設立の目的

本センターは、本学における留学生の支援、国際協力及び国際学術交流協定締結校との交流・連携を推進し、これらの活動を全学体制の下に開発することを通して、21世紀に相応しい多文化交流及び国際的連帯に資することを目的に設置されている。

センターの構成

本センターの職員構成は、センター長、副センター長、センター担当教員から成り、「留学生支援・協定校交流推進部門」、「国際協力部門」の2部門において、本学における留学生支援、国際学術協定締結校との交流、本学学生の派遣及び外部の国際関係機関との連携等を推進している。

また、上記構成員に加えて、学長が指名する理事又は副学長、各学系教員各1名の委員による国際交流センター委員会を設置し、センターの管理運営やセンターが行う国際交流に関する事項について検討・審議を行っている。

2018年度における主な活動内容

1) 留学生支援・協定校交流推進部門

- 日本語の修得に関わる支援として実施している日本語補講において、留学生の日本語能力に応じたクラス分けの授業、非漢字圏留学生向けの漢字クラスの新設等を実施した。
- 近隣市の小中高等学校・附属学校での授業や国際交流協会・地域及び企業が主催する各種行事に大勢の留学生が参加し、交流を行った。
- 国際交流センター指導の下、学生ボランティアの企画・立案により、留学生と日本人学生が相互の文化紹介を行う「ランチオン」、「インターナショナルカフェ」、「インターナショナルナイト」や、日帰りでの見学バス旅行（郡上八幡方面）を実施した。
- 「国際学術交流協定校からの教職員招へいに関する実施要領」に基づき、協定校から教職員2名を招へいした。
- 2017年度に学術交流協定を締結した、ファルハンギアン教育大学（イラン）へ、2018年度に初めて2名の教員を派遣し、同国の教師教育に関する学会において研究の成果を発表するなど、同大との学術交流を推進した。
- 独立行政法人日本学生支援機構留学生交流支援制度（SS&SV）においてSS&SVプログラム4件が採択され、協定校交流として本学の学生36人を派遣し、留学生13人を受け入れた。
- 日本語集中基礎研修AUEサマースクールを実施し、台湾、香港と韓国の協定校から研修生21人を受け入れた。
- 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」で海外に留学した学生や本学の学術協定協力校へ派遣留学経験がある学生が、“グローバル・スチューデント・アドバイザー”として、週2回、国際交流センター内で、留学に興味のある学生延べ52名に対し、自身の経験を活かしたアドバイスを行った。

2) 国際協力部門

- 本学の教職員・学生・名古屋大学の職員の協働により、本学と学術交流協定を締結しているカンボジア国立教育研究所と連携し、「カンボジア教育実地研修」を実施した。この実地研修は、本学の食育キャラクターである「しょくまるファイブ」を利用した同国の子どもの発育調査、また将来教員となる

現地の学生に対して自立的に身体測定ができるようワークショップを開催し、受講者に対して「身体測定講習修了証」を発行した。また、今年度初めて学長が同国の国民議会を訪れ、本学のカンボジアへの教育支援プロジェクトや食育の大切さを説明した。この様子は現地のメディアで取り上げられた。

- 一般財団法人日本国際協力センター（JICE）のプログラムによりASEAN10か国及び東ティモールの大学生22名を受け入れ、本学の学生と交流を行った。

成果と課題

本センターは、主な活動内容のとおり、派遣留学・短期プログラム等による本学学生の留学機会の拡大、留学生の積極的な受け入れの推進をはじめとした学術交流協定校との交流、教職員の国際交流の推進及び地域の国際交流活動への貢献を行う等の成果をあげている。

今後の課題は、本学学生のニーズに合わせた留学機会をさらに拡大するため、現在協定を結んでいる学術交流協定校との交流をより一層推進するとともに、新たな大学との協定締結を積極的に行うことである。

改善方策

学生の留学ニーズを把握した上、毎月開催している国際交流センター委員会で議論・検討し、新たな大学との学術交流協定を締結していく。

(4) 地域連携センター <https://www.aichi-edu.ac.jp/renkei/area/support.html>

設置の目的

本センターは、教育関連諸機関等との連携協力を維持・発展させ、幅広い研究分野を有する本学の特性を活かした社会貢献を行い、地域社会の要請に応えるとともに、地域連携の総合的発展に向けた創造的な取り組みを行うことを目的として設置された。

センターの構成

本センターは、学校教育支援部門、外国人児童生徒支援部門、企業連携・地域活性化部門の3部門から構成されている。

2018年度における主な活動内容

広報誌の発行：地域連携センター広報誌「ちいきの大学」を年に一度発行しており、「ちいきの大学 第16号」を2019年3月に発行した。

1) 学校教育支援部門

○ 教育委員会等との連携・協力

県内各教育委員会と相互に連携をすることで教育上の諸課題の解決と充実を図ることを目的に、愛知教育大学・愛知県内教育委員会地域教育連携推進協議会を年に一度開催している。さらに、県内各教育委員会とも連携を推進しており、2018年度末時点で協定等の締結により連携する愛知県内の教育委員会は40教育委員会となった。

・海部地区4市2町1村教育委員会と相互連携に関する協定を締結（2018/10/2）

・幸田町教育委員会と連携に関する覚書を締結（2019/2/18）

・岡崎市教育委員会と連携に関する覚書を締結（2019/3/8）

○ 教員対象公開講座の開設

教員向けの公開講座25講座を実施し、延べ1,088人が受講した。

〔内訳〕現職教育公開講座 8講座実施 受講者38人

免許法認定公開講座 12講座実施 受講者879人

教育委員会との連携公開講座 5講座実施 受講者171人

○ 高校訪問授業

県内外の高等学校32校に本学教員32人が出向いて模擬授業を実施し、延べ1,591人が授業に参加した。

○ 愛知県ユネスコスクール指導者研修会

文部科学省の「日本/ユネスコパートナーシップ事業」により、ユネスコスクール活動支援の一環として愛知県ユネスコスクール指導者研修会を実施し、63人が参加した。

○ 学校教育支援データベースVol. 8の作成

幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の支援を目的として作成している学校教育支援データベースを更新し、ホームページ上で公開した。

2) 外国人児童生徒支援部門

○ ボランティア学生派遣

330人の学生がボランティアに登録し、個別支援ボランティアとして、小学校26校、中学校11校、その他2箇所へ、延べ126人を派遣した。また、集団支援ボランティアとして、2校へ、延べ325人を派遣した。

○ 土曜親子日本語教室

土曜日の14:30～16:00に日本語教室を開催し、大人クラスに延べ296人、こどもクラスに延べ111人の学習者が参加した。実施回数は、前期（4～7月）に14回、後期（10～12月）に8回の計22回実施した。

○ 「愛知教育大学外国人児童生徒支援リソースルーム」の常時開設

外国人児童生徒支援リソースルームにおいて、外国人児童生徒支援に関する調査、教材開発、研修会講師派遣、フォーラムの実施、学生ボランティア派遣、教材・参考書籍等の公開、外国人児童生徒教育支援に関する相談等を実施した。

○ リソースルームフォーラムの開催

「義務教育から巣立つ子どもの未来を考えるー就学先の現状と課題ー」をテーマにフォーラムを開催し、68人が参加した。（2018/12/15）

3) 企業連携・地域活性化部門

○ 一般対象公開講座の開設

一般向けの公開講座31講座を実施し、延べ540人が受講した。

〔内訳〕一般公開講座 15講座実施 受講者159人

協定締結市との連携公開講座 16講座実施 受講者381人

○ 地域連携フォーラムの開催

本学と連携協定を締結している藤田医科大学と連携し、「医教連携によって開発した食物アレルギー等緊急時対応プログラムの実践ーそなえる&ふせぐ 安心な学校づくりー」をテーマに地域連携フォーラムを開催し、小中学校の管理職や養護教諭を中心に100名が参加した。（2018/12/8）

○ 刈谷市中心市街地活性化事業

- ・刈谷駅前商店街組合、刈谷商工会議所、刈谷市と連携し、学生による美術展示作品の提供や、スペースAquaプロジェクトとして子ども向けワークショップなど7講座を実施し、延べ79人が参加した。
- ・刈谷市中心市街地活性化のための四者協定連絡会を実施し、意見交換を行った。（2019/1/23）

○ 地域を支える人材育成プラットフォーム

愛知学院大学、日本福祉大学、藤田医科大学と、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、障がい者や高齢者など全ての人が自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な社会の実現に向けた医療・教育・福祉に携わる人材を育成することを目的に、「地域を支える人材育成プラットフォームに関する包括協定」を締結した。（2019/3/25）

成果と課題

成果としては、公開講座や高校訪問授業、外国人児童生徒支援に関することなど、関係機関と密に連携し、地域教育・地域住民に対して豊富な教育機会を提供することができたことが挙げられる。また、藤田

医科大学との共催による地域連携フォーラムにおいては、現代の教育現場での大きな課題である食物アレルギーへの対応について学習する機会を提供することができ、参加者からも大変好評であった。

課題としては、地域教育・地域行政及び地域住民に対して豊富で多様な教育サービスを展開するためには十分な教員組織・事務組織体制や本学学生の協力が不可欠であるが、人的資源に限りがあるため、事業によっては十分な関わりができていないことが挙げられる。

改善方策

予算が縮小していく中で、社会のニーズと合わせ、大学としてどのような教育サービスの提供が相応しいのか検証する必要がある。今後は、教員養成大学の特色を活かし、学校現場のニーズに基づいた現代的な教育課題に関するもの、教員の研究力の向上及び学生の資質向上に資するもの、地域住民・一般の方々への学び直しの機会の提供など、それぞれのニーズを的確に捉え、相応しい内容になるように改善を図ることと、本学への関心をより高められるよう取り組むこととする。

(5) 科学・ものづくり教育推進センター <http://www.step.aichi-edu.ac.jp/>

設置の目的

本センターは、科学的探求力をはじめとする高い知識と指導力を持った教員を養成するための科学・ものづくり教育の推進を支援するとともに、学校教育現場及び地域における科学・ものづくり教育の向上と活性化を図ることを目的として設置されている。

2018年度における主な活動内容

本学では、2005年度から2008年度までの4年間、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)として採択された「科学教育出前授業等による学生自立支援事業」の取り組みとして、学生主体による「訪問科学実験」のほか、「ものづくり教室」や「天文教育講座」「教員セミナー」「科学・ものづくりフェスタ」などを実施してきた。2009年度からは、文部科学省特別教育研究経費「科学・ものづくり教育推進に関する拠点づくりの取り組み」(2009年度から2012年度)によって同事業を継承し、更に発展させた活動を展開してきた。また、2013年度から2017年度には、大規模教員養成系単科大学である、北海道教育大学(H)、愛知教育大学(A)、東京学芸大学(T)、大阪教育大学(O)を中心に、教員養成教育が共通して抱える諸課題を協働で解決できる体制を整備するとともに、全国の教員養成系大学・学部とのネットワーク化を図り、日本における教員養成の高度化支援システムを構築することを目的として、「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築(HATOプロジェクト)」(国立大学改革強化推進事業)を実施してきた。

これらの取り組みにより、「理科実験・ものづくりのできる教員の養成」、「理科実験・ものづくりのできる教員の育成」、「理科・ものづくりの好きな子どもの育成」に一定の貢献ができたものとする。

本センターは、前述の学生主体による「訪問科学実験」、「ものづくり教室」などの活動の支援や「教員セミナー・プレ教員セミナー」、「科学・ものづくりフェスタ@愛教大」、「夏休み自由研究相談会」などを実施してきた。本センターの具体的な活動状況は以下を参照していただきたい。

参照：「自己点検・評価報告書2018」基礎資料集

『第6章 地域連携・社会貢献／6 社会連携事業／

科学・ものづくり教育推進に関する拠点づくりの取組事業』

(6) 健康支援センター <https://www.aichi-edu.ac.jp/kenkou/>

設置の目的

本センターは、本学の保健に関する専門的業務を行い、学生及び職員の健康安全を図ることを目的とした学内共同利用施設である。学生や職員の健康管理や保健指導、健康相談や応急処置などの保健管理に関する業務を行っている。

活動内容

健康支援センターの活動の柱としては、学生の健康管理、労働安全衛生があり、これらの業務をセンター長をはじめ、医師、保健師、看護師、臨床心理士、事務職員（兼任者）数人で学内の多くの部門と連携しながら業務を遂行している。

○ 学生の健康管理

毎年学生の一般定期健康診断を実施しており、検査結果に基づく指導を実施しているほか、健康相談やカウンセリングを含めたメンタル相談など、学生生活全般に係る相談を実施している。また、ケガや体調不良の際の応急手当や病院紹介なども行っている。

参照：「自己点検・評価報告書 2018」基礎資料集

『第8章 附属施設の概要／2 センター／(6) 健康支援センター』

○ 労働安全衛生

人事労務課が主管となって行っている安全衛生委員会の中で、センター医師（産業医）による職場巡視、一般定期健康診断や特殊健康診断（有害物、VDT、放射線）のほか、必要に応じて環境安全学専門教員による作業環境測定等を行い、作業環境改善の提案や安全衛生教育、安全・健康に関する個別面談等について協力を行っている。

○ 健康教育

生活習慣病や肥満・痩せに係る保健指導から、飲酒や禁煙支援、また、感染症予防対策や結核予防・エイズ予防啓発活動・熱中症対策など健康教育に係る指導や、普通救命講習やアロマセラピーセミナーなどの講習会を実施している。

成果と課題

学生や職員の健康安全に係る業務を効果的、効率的に処理ができるよう現業務の継続と工夫や改善等を進めることが今後も継続していく課題である。

改善方策

毎月開催するセンター所内会議にて、センター職員並びに兼任者で業務実施状況を討議し、改善策を立案・実施していく。

(7) ICT 教育基盤センター <http://www.auecc.aichi-edu.ac.jp/>

設置の目的

本センターは、本学の研究教育及び学術情報処理に資することを目的とした学内共同利用施設である。学内の情報システム及び情報ネットワークの運用管理や各種情報サービスの提供を行っている。

活動内容

学術研究のための情報処理や学術情報の利用と提供に関して、2018年度は以下のことを実施した。

- 愛知教育大学情報システムの更新
 - ・ 基盤システムを、セキュリティが強固なデータセンターに移行した。
 - ・ Microsoft社と教育機関向け総合契約を締結した。
 - ・ 事務用端末を集中管理できるようにした。
 - ・ 大学、附属学校のネットワーク設備を更新した。
 - ・ グループウェアを更新した。
- 情報セキュリティ教育の実施
 - ・ 附属学校関係者に対する情報セキュリティ研修を8月に開催した。
 - ・ 全学向け研修として個人情報保護・情報セキュリティセミナーを総務課危機管理係と共同で12月に開催した。
- 教材用パソコンの仕様策定、ICT教育の実施・支援方法の企画、各種講座の開催
 - ・ 教材用パソコンの仕様の大幅な見直しを行った。
 - ・ ICT活用を支援するソフトウェアの体験を目的とした全学FDを7月に開催した。
 - ・ 事務職員の働き方改革を目的としたSD研修を10月に開催した。
- 事務システムの導入、更新時の仕様策定、開発、運用等のサポート
 - ・ 事務システム更新について、仕様策定に参画した。
 - ・ 情報セキュリティについて各自が学べるeラーニングシステムを開発した。

成果と課題

<成果>

愛知教育大学情報システムの更新において、これまで本学に設置していた基盤システムを外部のセキュリティが強固なデータセンターに移行すること、通信データの監視システムを新たに導入したこと等により、情報システムのセキュリティが強化された。また、Microsoft社と教育機関向け総合契約を締結し、本学保有の機器全てにMicrosoft社製Officeを導入できるようにしたことで、ライセンス違反を意識する必要がなくなった。附属学校の無線LANの機器を増強し一括して配備することにより、ICT教育基盤センターによる一元的な管理が可能となった。

情報セキュリティ教育に関しては、附属学校関係者に対しては例年実施している安全講習会の一項目として情報セキュリティ講習を実施した。なりすまし対策と電子証明書を主題とし、169名の参加があった。全学向け研修としてセキュリティの基礎知識の向上、セキュリティ事故の防止を主題とした個人情報保護・情報セキュリティセミナーを実施し111名の参加者があった。いずれも近年のセキュリティインシデント事情を踏まえた内容で教職員に対する啓蒙が行われた。

第1章 附属施設の概要

学生が購入する教材用パソコンについて、これまでのノートパソコンから、タブレット端末としても活用できる分離型機器に変更することにより、最新の教育手法にも対応できるようになった。また、開催した講座等では全学FDに86名、SD研修に32名の参加があった。

事務システムの更新については、図書館システム及び財務会計システムの仕様策定に参画し、機器選定について専門的な立場から助言を行い、2月までに策定を完了した。また、パソコン上で行える情報セキュリティ向上のためのeラーニングシステムを開発したことにより、時間に縛られず自由に受講ができることが可能となり、今後これまで講義形式で行っていた集合研修の補完又は代替手段とすることで、受講率の向上が期待できるようになった。

<課題>

大学、附属学校のネットワーク機器の更新において、基幹ネットワークの機器の更新を行ったが、それ以外の末端部分の機器については更新が行われておらず、また、スイッチ等のネットワーク機器が未更新の建物やLANケーブルの配線の不備があることから、これらについて早急に整備を行う必要がある。

附属学校は大学から離れた地域にあり、また、ネットワークに詳しい教職員が不足していることから、ネットワーク停止等の重大な障害時に適切に対応することが難しい状況にある。

改善方策

スイッチ等のネットワーク機器が未更新の建物やLANケーブルの配線が不備である部分について、予算が確保し適宜整備を図る。

附属学校の障害対応等については、附属学校課とも連携し、業者によるネットワークのサポート体制を整備することを検討する。

(8) キャリア支援センター <http://www.aichi-edu.ac.jp/aucareer/>

設置の目的

本センターは、本学学生の主体的なキャリア設計及び就職活動等に関する基本方針の策定を行うことを目的として設置された施設である。

活動内容

キャリア教育の基本方針及び就職支援の基本方針の策定並びにキャリアに関わる調査分析に関する事項について、全学的見地から業務を実施している。2018年度の主な活動は次のとおりである。

- キャリア教育の基本方針の策定に関しては、教育専門職の魅力や社会的意義について考えるとともに、求められる資質を把握して自己の課題への認識を深め、キャリアパスの明確化を図ることを目標として、「キャリアデザインⅠ」及び「学校サポート活動入門」を1年生の必修科目に、「キャリアデザインⅡ」及び「学校サポート活動Ⅰ」を2年生の必修科目として開講した。2019年度は「学校サポート活動Ⅱ」「自然体験活動」「多文化体験活動」「企業体験活動」を3年生の選択必修科目として開講する。
- 就職支援の基本方針の策定に関しては、教育専門職における採用試験対策の充実を図ることを目標として、教員就職希望者には実務経験の豊富な校長等経験者である教員就職特任指導員を、公務員・企業就職希望者には有資格者であるキャリアカウンセラーや、ハローワークと連携して学卒ジョブサポーターを配置して講義や個別相談を実施した。
- キャリア形成支援に関しては、進路別に次のとおりセミナー等を実施した。
- 教員を目指す学生のためにロードマップ（教員養成として育てる力）を作成し、学長裁量経費（教員就職率向上推進経費）として予算化した上で、「心をつかむスピーチ術を学ぼう」講座を2回、学長企画講演会「子どもたちの未来を拓く人へのメッセージ」等を実施した。
- 公務員を目指す学生に対しては、仕事研究をより深めるため地元自治体をはじめとする官公庁の人事担当者を複数招聘し、ブース形式で直接質問することができる「公務員セミナー」を実施した。
- 企業を目指す学生に対しては、未内定の4年生等に対する支援事業として「内定獲得！求人相談会」を11月に実施した。また、就職活動におけるマナー・身だしなみの重要性を鑑みて、3年生を対象とする「就活着こなし講座」を12月に実施した。

成果と課題

キャリア形成支援のための進路別セミナーの実施等について分析した結果、次のような成果と課題が挙げられる。

- 教員就職特任指導員による教員採用試験対策講座に参加した学生の教員採用試験合格率が68.9%であり、参加していない学生の合格率（12.5%）を上回っていることから、教員を目指す学生に有効な機会を提供していると評価している。
- 「公務員セミナー」は2015年度から実施しているが、2016年度卒業生は過去最多の115人（卒業生に占める公務員就職率12.3%）を記録した。
- 教員を目指す学生への支援策について、入学から学年進行するとともに教員志望率が落ちていくことから、今後は教員志望率を維持・向上していくプログラムを実施していく必要があると考える。

改善方策

実施担当者会議において就職結果を検証しながら、実施プログラム内容等の適否について検討している。さらに、検討結果に基づき、支援策の日程・内容等の改善を図っている。

(9) 教員養成開発連携センター <https://www.aichi-edu.ac.jp/center/hato/index.html>

設置の目的

本センターは、国立大学改革強化推進補助金事業「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築－教員養成ルネッサンス・HATO プロジェクト－」の活動拠点となり、全国の教員養成系大学・学部と連携・協力を促進し、教員養成の諸課題に積極的に対応することを目的として、2013年4月に設置された（事業期間：2013年2月～2018年3月）。事業期間終了後2年間について、連携する4大学（本学、北海道教育大学、東京学芸大学、大阪教育大学）による「教員養成開発連携機構」を継続的に設置し、成果を普及、発展させるために連携事業、協働事業を進めている。

活動内容

1) 教員養成機能の強化に向けた将来構想等に関するIRの取組を行う業務

○ 学生調査の協働実施

新入生学習調査、在学生学習調査、卒業生調査を行い、2018年度新入生学習調査データ（914件）、2018年度在学生学習調査データ（2,122件）、2017年度卒業生調査データ（846件）をプロジェクト主幹大学へ提供した。また、取得したデータをキャリア支援センターへ提供した。

○ 活用事例の実践交流会への参加

収集・分析したデータを活用した実践事例や教学改善について共有するために、教員養成IR実践交流会に参加した（2018/3/26）。

○ 教育実習前CBTの協働実施

学生が望ましい段階で教育実習に臨めるように、教育実習前の段階で最低限身につけておくべき基礎的な知識の確認と内面的な準備として、CBT（Computer Based Testing）の試行を行い、170名が受講した（2018/5/9-17）。

2) 教員養成系大学・学部間の教員交流を活発化するための取組及び事務職員の専門職化を推進するための相互交流・研修などの取組を具体化する業務

○ 教員養成ならではの教職員PD（Professional Development）講座

教育養成系大学・学部の相互支援ネットワークを構築するために、地域の国公立私立大学に向けて対面式講座「チーム学校と教育支援」を実施し、70名の参加があった（2018/10/2）。

○ 学内教員の授業を活用したPDプログラム

公開授業（参観・ディスカッション）を教職員の研修のための授業に位置付けて実施し、教員100名、事務職員33名の参加があった（前期：2018/6/19-22 9講座、2018/11/26-12/21 10講座）。

○ 新採用教職員に対するPD講座の活用

研修・交流支援部門が作成した研修用ビデオを視聴し、意見交換を行った（2018/5/30）。

3) 本学における特徴ある取組を進め、全国の教員養成系大学・学部に普及するための先導的実践プログラムの開発事業を行う業務

○ 理科離れ克服の科学・ものづくり教育推進PJ

科学・ものづくり教育推進センターへ事業が引き継がれた。

○ 特別支援教育の多面的・総合的支援PJ

教員養成大学の障害学生支援に関する情報の共有を図るために、特別支援教育の理解・啓発に向けた講演会「高等学校における発達障害等の教育的ニーズのある生徒への支援」を開催し、70名の参加があった（2018/3/9）。

○ 外国人児童生徒学習支援PJ

地域連携センターへ事業が引き継がれた。

○ 教員の魅力PJ

大学教育と教員養成の改善のために、学校サポート活動のアンケート調査を1年生と2年生に対して行った。

4) 連携大学における特徴ある取組に協力し、全国の教員養成系大学・学部へ普及するための先導的実践プログラムの開発事業を行う業務

○ 小学校英語教育の指導力向上PJ

成果交流会に参加した（2018/1/21-22 北海道教育大学）。

○ へき地・小規模校教育に関するPJ

へき地・小規模校教育フォーラム「へき地・小規模校教育の教師を育てる教員養成大学の役割」に参加した（2019/3/7 北海道教育大学）。

○ 演劇的手法による教員養成課程の学生並びに現職教員のコミュニケーション能力育成PJ

演劇的手法を取り入れた授業を実施した（2018/10/26-11/8 全4日）。

○ 教育支援人材養成PJ

日本教育支援協働学会を立ち上げ、創立大会シンポジウム、研究大会・総会「教育支援協働学を拓く」に参加した（2018/6/2, 3/2-3 東京学芸大学）。

次世代型教育支援システム開発研究連携機構会議に参加した（2018/9/14, 10/31, 11/30, 12/21, 2019/2/18, 3/14 東京学芸大学）。

次世代型教育支援フォーラム「次世代を拓く連携機構の役割と課題」に参加した（2019/3/2 東京学芸大学）。

○ 附属学校間連携PJ

実習指導AtoZ教育実習指導/教員研修のためのFDコンテンツを作成した。

○ 放射線教育PJ

4大学連携会合への出席、単位互換授業である4大学連携合同集中授業「放射線教育Ⅰ」を担当した（2018/9/4-5 東京学芸大学）。

成果と課題

大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築—教員養成ルネッサンス・HAT0プロジェクト—の事業終了に伴う最終年度報告書を作成し、取り組み内容及び成果の発信を行った。

教員の異動に伴い、継続が困難となったプロジェクトも発生していることから、プロジェクトの整理・統合について検討が必要となっている。

補助金事業が終了したため、各プロジェクトに関わる業務を日常の教育・研究活動の中に溶け込ませていく必要がある。

改善方策

2019年度のセンター長会議で各プロジェクトの継続について検討し、継続させる事業は協働事業と連携事業に区別する。協働事業については、短期的、中期的なビジョンを改めて策定し、確実な展開を図り、連携事業については情報発信の仕組みを整えとともに評価と改善を図る。継続するプロジェクトの業務を整理する。

3 その他

(1) 伊良湖臨海教育実験実習施設

設置の目的

本施設は、愛知県田原市の伊良湖岬にあり、本学の学生・職員の研修、実験実習及び課外活動等を行うため、1987年に建築された施設である。

施設の概要

鉄筋コンクリート2階建て、実験実習室、教員室兼準備室、厨房、シャワー室、男女各浴室を設け、1階に6畳和室1室（1室4人）と2階に8畳和室4室（1室5人）、6畳和室1室（1室4人）、20畳和室（広間）1室（1室12人）を備え、収容定員40人の宿泊が可能となっている。

活動成果

2018年度の延べ利用者数は766人で、年間の施設稼働率は5.3%だが、夏季に利用が集中するため、8月・9月の2か月平均施設稼働率は22.3%である。

伊良湖臨海教育実験実習施設利用状況

	2014	2015	2016	2017	2018
延べ利用者数	528 人	569 人	654 人	525 人	766 人
利 用 率	8.9%	9.7%	8.6%	9.5%	11.7%
施設稼働率	3.7%	4.0%	4.6%	3.7%	5.3%

(参考) 利 用 料 1人1日 本学学生・教職員 450 円、左記以外の者 610 円
 冷暖房費 1人1日 7, 8, 12～3月 100 円

* 利 用 率 = 利用日数 ÷ 利用可能日数 × 100

* 施設稼働率 = 延べ利用者数 ÷ (収容定員 × 利用可能日数) × 100

成果と課題

利用率を向上させるため、老朽化した各所の修繕を行い、施設内の備品・消耗品類を更新して快適に利用できる状態を維持した。

利用者の範囲を東海地区内の国立大学の学生に広げるとともに、附属小・中・高等学校の児童・生徒の利用を促進した。

その他の外部団体からの利用も積極的に受入れている。

改善方策

特になし

(2) アイソトープ実験施設 <http://www.aichi-edu.ac.jp/center/facilities/isotope.html>

本学におけるアイソトープ使用施設は、1980年度の自然科学棟の増築の際に初めて一室が新設され、その後更にもう一室が増設された。1996年度にアイソトープ実験施設が独立した建物として設置されたことに伴い、自然科学棟及びその周辺に設置されていたアイソトープ関連施設が全てアイソトープ実験施設に統合され、現在の施設として運営されていた。

本施設にはアイソトープ実験の安全管理のための排水設備、排気設備が完備され、放射線モニター類と多くの機器類が設置されており、共同利用により活用されていた。

管理体制

担当部署：学系運営課 自然系担当 放射線取り扱い主任者：早瀬 和利（家政教育講座・教授）

施設規模・内容

建築概要 構造：鉄筋コンクリート2階建
外装：タイル貼付
内装：床ビニルシート、壁VE塗装、天井ケイカル板VE塗装

建築面積	管理区域	244 m ²	非管理区域	60 m ²
	汚染検査室	8 m ²	玄関ホール	22 m ²
	第一実験室	35 m ²	管理室	18 m ²
	第二実験室	68 m ²	便所	7 m ²
	測定室	22 m ²	空調機械室	13 m ²
	低温室	13 m ²		
		暗室		
		貯蔵室		
		廃液保管室		
		廃棄作業室		
		排風機械室		

機械設備	空調	集中型及び各室個別空調
	換気	管理区域系統 非管理区域系統
	排水設備	床下原水槽3m ³ 、貯留槽10m ³ 2基、希釈槽20 m ³ 1基
	排気設備	プレフィルター、高性能フィルター、チャコールフィルター各4系列
	モニター	β線水モニター、γ線水モニター、β線ガスモニター、ヨウ素モニター、ルームガスモニター、ルームヨウ素モニター、HFCモニター
	集中管理システム	出入り管理、排水管理、モニター管理、RI管理

主な設備 ドラフト、安全キャビネット、クリーンベンチ、炭酸ガスインキュベーター、高速液体クロマトグラフィー、オートクレーブ、冷却遠心機、卓上遠心機、微量高速遠心機、純水製造装置、製氷機、乾燥器、恒温槽、凍結乾燥機、フリーザー（-80℃、-20℃）、冷蔵庫、分光光度計、蛍光光度計、電子天秤、PCR装置、有機廃液焼却装置、動物乾燥機、液体シンチレーションカウンター、GM管式計数器、サーベイメーター、鉛貯蔵箱

アイソトープ実験施設で利用できる放射性同位元素

群 別	核 種	1 日最大使用量	3 月間 使用数量	年間最大使用量
1	226-Ra	0.037MBq	0.093MBq	0.37MBq
	241-Am	0.018MBq	0.093MBq	0.37MBq
2	45-Ca	74MBq	185MBq	740MBq
	114m-In	3.7MBq	18.5MBq	74MBq
	124-Sb	3.7MBq	18.5MBq	74MBq
	125-I	7.4MBq	185MBq	740MBq
3	32-P	37MBq	462.5MBq	1850MBq
	33-P	37MBq	462.5MBq	1850MBq
	35-S	185MBq	925MBq	3700MBq
4	3-H	185MBq	1850MBq	7400MBq
	14-C	111MBq	462.5MBq	1850MBq

主な利用目的、活動内容

- ・プロテオグリカン合成に関与する硫酸転移酵素の精製、遺伝子クローニング、機能解明
- ・オルニチンによる脳タンパク質合成の変動に関する研究
- ・学習記憶活動をはじめとする脳機能に及ぼすGABAの役割に関する研究
- ・ホエイペプチドによる体タンパク質合成に関する研究
- ・組織特異的遺伝子の発現制御の研究

成果

アイソトープ実験施設は、本学で唯一研究のための施設として設置されていることから、施設を活用して行われた研究により成果を公表することが大切である。これまで理科教育講座並びに家政教育講座の教員の研究、卒業研究、大学院生の修士論文のための研究、学外研究者との共同研究に利用され、多くの研究業績を公表してきた。

廃止

アイソトープ実験施設については、今後放射性同位元素の使用が見込めないことから、2018年10月1日を廃止年月日とし、原子力規制委員会へ「許可使用廃止届」及び「廃止措置計画届」を提出した。その後、使用廃止に伴う除染作業等の措置を講じ2019年4月1日付で「廃止措置の報告書」を提出し、事実上アイソトープ実験施設は廃止された。この際、廃止前に所有していた放射性同位元素は全て放射性廃棄物として廃棄したため、廃止の際に所有していた放射性同位元素は無い。また、放射性汚染物については、日本アイソトープ協会へ引き渡し、保管が義務付けられている被ばく及び健康診断の結果の記録については、放射線影響協会へ引き渡した。

放射性同位元素の使用を廃止したが、エックス線業務や他の事業所での放射線業務を希望する業務従事者がいるため、「放射線障害予防規程」に代わり、「エックス線等障害予防規程」を制定した。

今後に必要な業務として、業務従事者に対する教育訓練、健康診断、被ばく線量管理、作業環境測定等があるため、これらを継続する。

エックス線作業主任者：日野和之（理科教育講座・准教授）

(3) 自然観察実習園

設置の目的

本実習園は、栽培・飼育や農業技術に関する実習、教材植物等の生物や岩石等の自然の観察、野外活動を含めた環境教育等のために設置されている学内共同利用施設である。

施設の概要

本実習園には、畑、水田、鉢物置き場（自動灌水）、ビニールハウス、温室、飼育小屋と教材植物園、水槽、岩石園、教育実習棟がある。

また、2010年より、卒業生から寄附があった豊田市生駒町にある「野外実習地」の水田、畑、山林も含めて管理運営している。それぞれについて、畑等の教育・研究利用の場合の管理は、基本は利用教員の管理によるが、全体に必要な維持管理は業務委託職員によって、必要な維持管理作業を行っている。

活動成果

実習をはじめとする授業や研究を中心に利用されている。他に、附属学校の教育活動や公開講座等での利用もある。2018年度の利用は下表のとおりである。

○ 畑・水田・鉢置き場・講義の利用

区分	講座等	使用責任者	目 的	申込面積 (㎡)	使用面積 (㎡)
畑	理科教育	加藤 淳太郎	植物育成実習及び卒業研究用植物の育成	100	100
	幼児教育	鈴木 裕子	幼児教育選修、保育内容研究、環境	50	50
	生活科教育	野田 敦敬	野菜栽培実習	100	100
	理科教育	渡邊 幹男	研究材料のアブラナ科植物の栽培	100	100
	理科教育	大鹿 聖公	大学院生及び学部生の研究・教育の一環としての野菜栽培、さつまいも・ジャガイモなど遺伝教材用、トマトの系統保存	50	50
	幼児教育	小川 英彦	じゃがいもとさつまいもの収穫	50	50
	附属幼稚園	池田 紀代美	自然に親しむ（さつまいも・ジャガイモ）	50	50
	技術教育	太田 弘一	実習、畑作物（夏・秋・冬）、稲・鉢植栽培、水耕栽培	100	100
水田	技術教育	太田 弘一	実習、畑作物（夏・秋・冬）、稲・鉢植栽培、水耕栽培	—	—
温室	理科教育	加藤 淳太郎	植物育成実習及び卒業研究用植物の育成	—	—
ビニールハウス	理科教育	加藤 淳太郎	植物育成実習及び卒業研究用植物の育成	—	—
実習講義室	理科教育	加藤 淳太郎	植物育成実習及び卒業研究用植物の育成	—	—
	幼児教育	鈴木 裕子	幼児教育選修、保育内容研究、環境	—	—
コンクリート水槽	理科教育	島田 知彦	カエル類の生態観察	—	—

○ 公開講座

たのしいものづくり講座「土を知って、土づくりから野菜づくりーインゲン豆とモロヘイヤをいっしょに育てようー」 太田 弘一 担当 (2018年7月7日実施)

○ 附属幼稚園芋掘り

じゃがいも掘り (2018年6月4日実施)

さつまいも掘り (2018年10月22日実施)

○ 生産物販売

これまで、自然観察実習園で獲れた餅米は学内で販売してきたが、2012年度からは、生駒野外実習地での畑等の利用の中での収穫物を含めて学内販売を行い、2018年度は下表のような収益も上がっている。

品 名	販売量	販売収益(円)	生産場所
さつまいも	60 kg	15,000	自然観察実習園 (附属幼稚園)
じゃがいも	93.1 kg	19,923	自然観察実習園 (附属幼稚園)
大根	245 本	24,500	自然観察実習園
ブロッコリー	84 個	6,910	自然観察実習園
もち米 (1.4 kg入り)	113 袋	50,850	自然観察実習園
玄米	510 kg	140,590	生駒農地
さつまいも	90 kg	8,100	生駒農地
じゃがいも	106 kg	28,620	生駒農地
合 計		294,493	

○ 自然観察実習園報告の発行

自然観察実習園報告No. 38

・「土育」提案への覚書(太田弘一)

成果と課題

自然観察実習園は、上記のようなキャンパス内の自然観察実習園と生駒野外実習地の広大な面積の圃場・山林の教育・研究・生産に向けての維持管理を、専任体制がないながらも実現している。その背景には、運営や授業等で関わっている教員・創造科学系の事務職員の努力、そしてなによりも、他大学の農場技術職員としての勤務経験がある臨時採用作業員の努力に支えられている。理想としては、専任の教員や職員の配置が望まれるが、現状での維持管理・運営を支える長期的な計画を持つことが必要と思われる。

生駒野外実習地は、寄附を受けて7年目であり、教育・研究・生産が可能な施設としての整備途上にある。これまでは、エコキャンパスプロジェクトによる予算で整備を行い、水田・畑を利用可能な状態にし、山林も野外活動で利用しやすい状態に整備してきた。大学から距離が離れていることも含めて、今後、教育・研究的な利用の可能性を模索していくことが大きな課題と思われる。

改善方策

特になし

第2章

附属学校

第2章 附属学校

1 中期計画の達成状況

中期目標				
大学の持つ多様な人的・物的資源を生かして、それぞれの附属学校の特色ある教育研究を支援するとともに、地域から派遣された教員によって運営される附属学校の人的資源及び教育研究成果を大学の教育研究のみならず地域の教員のスキルアップ、教育課題の解決等に活用することで、附属学校としての使命を果たすとともに、国の拠点校並びに地域のモデル校としての存在意義をより明確にする。				
中期計画【56】				
① 本学が有する附属学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校）のそれぞれが、地域の拠点校並びにモデル校としての役割を果たすために、研究開発学校の指定等に応募することで、新学習指導要領を見越した国が示す新たな教育課題等に率先して取り組む。また、アクティブ・ラーニングや ICT を活用した授業実践研究等に先導的・実験的に取り組み、その成果を研究発表会等を通して発信し、地域の学校の要請に応じて指導・助言のために教員を派遣する。愛知県の教育プラン（特別支援教育の充実）を受けて、附属特別支援学校は県内の特別支援学校の拠点となるようラーニング・コモンズや ICT を活用した情報提供などの整備を行う。				
進捗状況				
I	II	Ⅲ	IV	(○を付す)
判断理由（中期計画の実施状況等）				
< 1 > 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略				
<2016年度> 附属学校が地域の拠点校並びにモデル校としての役割を果たすため、附属名古屋中学校が「教育課程研究指定校事業」、附属岡崎小学校が「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」、附属高等学校が「中高生の科学研究実践活動推進プログラム」に取り組んだ。【参考資料1】 指導・助言者の地域の学校への派遣実績については、附属学校全体で 94 件であった。【参考資料2】 <2017年度> 2016 年度に応募し採択された「教育課程研究指定校事業」（附属名古屋中学校 1 件，附属岡崎中学校 2 件），「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」（岡崎地区 3 校合同代表附属岡崎小学校 1 件）及び「中高生の科学研究実践活動推進プログラム」（附属高等学校 1 件）に取り組んだ。また、新たに附属岡崎小学校が「教育課程研究指定校事業」2 件（不採択），「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」に 1 件（採択）及び大学から「学校現場における業務改善加速事業」に 1 件（採択）応募した。【参考資料1】 指導・助言者の地域の学校への派遣実績については、附属学校全体で 67 件であった。【参考資料2】				

＜2＞ 2018 年度 年度計画実施状況		
年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
① 研究開発学校の指定等（教育課程研究指定校事業含む）や国のプロジェクトに応募し、採択されたプロジェクトを推進して、その成果を教育研究発表会等を通して公表するとともに、指導者・助言者として研究成果を地域の学校に還元する。	2017 年度に応募し採択された「教育課程研究指定校事業」（附属岡崎中学校 2 件）、「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」（岡崎地区 3 校合同 1 件）及び「学校現場における業務改善加速事業」（大学 1 件）に取り組んだ。【参考資料 1】 教育研究発表会については、各附属学校において、公立学校等の現職教員がより参加しやすい形式に変更するとともに、より活用できる授業研究に内容の見直しを行った。【参考資料 1】 また、本学附属学校教員が地元の学校で行う研究会や研修会に出向き、附属学校全体で 86 件の指導・助言を行った。【参考資料 2】	I II Ⅲ IV
② インクルーシブ教育開発室（仮称）を整備する。	附属特別支援学校が県内の特別支援学校の拠点となるように、2017 年度の改修工事により「インクルーシブ教育推進センター」を設置した。支援ツールを展示するとともに、データベース検索用のパソコンを設置し、特別支援教育や発達障害などに関する書籍の閲覧や貸し出しができるようセンター機能を整備した。また、センターの利用拡充のため、教育相談、コンサルテーション学習会などの活動や岡崎市や市内の幼稚園などを訪問し情宣活動を行った。	I II Ⅲ IV

中期計画【57】

② 学生の実践的指導力の育成のために、教育実習や第 3 期に導入する学校サポート活動において、附属学校ならではのアクティブ・ラーニングや ICT を活用した先進的な授業実践を学ぶ機会を提供するとともに、大学と附属学校の授業連携を推進するための連携センター等の組織を附属学校に設置し、実習校としての機能を向上させる。

進捗状況

I II Ⅲ IV (○を付す)

判断理由（中期計画の実施状況等）

＜1＞ 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略

＜2016年度＞

「英語ライティングのPeer Review—アクティブ・ラーニングの一形態として—」（附属高等学校）や「運動の楽しさや喜びを味わう子どもが育つ保健体育科の授業—ICTを用いた学び合う活動を通して—」（附属名古屋中学校）等、アクティブ・ラーニングやICT等の先進的な授業研究について、教育研究発表会等で公表するとともに、地域で開催される授業研究会等に、附属学校教員が指導者・助言者として参加、協力した。【参考資料 3】 【参考資料 4】

＜2017年度＞

附属学校が実習校としての役割を果たすために、新設された「初年次学校体験活動」、「学

校サポート活動Ⅰ」及び「学校サポート活動Ⅱ」の受講生を計86人受け入れた。

また、大学と附属学校の授業連携を組織的に推進するために、教職キャリアセンター開発領域教科教育学研究部門を連携窓口として位置付けた。【参考資料5】

< 2 > 2018 年度 年度計画実施状況

年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
③ 学校サポート活動の受講生を積極的に受け入れ、実習内容の充実を図るとともに、設置した連携窓口を活用して大学と附属学校の授業連携を推進する。	2018 年度、附属学校において学校サポート活動入門及び学校サポート活動Ⅰの受講生は計 101 人であった。【参考資料5】 また、大学と附属学校の授業連携を推進するため、教職キャリアセンターを連携窓口として位置付けるとともに、授業連携を行った結果、述べ 78 人の大学教員並びに 89 人の附属学校教員によって、それぞれ附属学校並びに大学において、授業実践研究が実施された。【参考資料5】	I II III IV

中期計画【58】

③ 大学教員の学校現場における教育課題の把握及び実践的指導力の向上のために、附属学校を活用した研修内容を充実させるとともに、地域の現職教員の指導力の向上のために、附属学校と大学、並びに地域の教育委員会や研究会組織等との連携を強め、教員研修会や授業研究会等の開催を通して、地域の現職教員のスキルアップに貢献する。

進捗状況

I II III IV (○を付す)

判断理由（中期計画の実施状況等）

< 1 > 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略

< 2016年度 >

これまでに附属学校で実施された大学新任教員の FD 研修会の参加記録を分析し、今後の改善策を校園長会において検討した。附属学校を活用した大学新任教員の FD 研修会の在り方について、教職キャリア FD 部門と協議し、引き続き検討することとした。【参考資料6】

< 2017年度 >

大学新任教員の FD 研修を名古屋地区又は岡崎地区の附属学校 2 校で行ってきたが、附属学校を活用した研修内容の充実を図るため、2017年度から名古屋地区 2 校及び岡崎地区 2 校の 4 校に拡大した。また、地域の現職教員のスキルアップのために、研究会等を、附属幼稚園で 1 件、附属名古屋小学校で 2 件、附属岡崎小学校で 22 件、附属名古屋中学校で 23 件、附属岡崎中学校で 1 件、附属特別支援学校で 4 件、附属高等学校で 1 件開催した。【参考資料7】【参考資料2】

< 2 > 2018 年度 年度計画実施状況

年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
④ 新規採用大学教員の附属学校における FD 研修の内容を検証し、FD の内容を改善する。また、地域の現職教員のス	新規採用大学教員を対象とした FD 研修として、名古屋小学校及び幼稚園に 3 名の大学教員、岡崎中学校及び特別支援学校に 2 名の大学教員が訪問研修を行った。さらに、三河教育研究会が主催する各種研究会や公開授業、授業についての協議会などに本学	I II III

キルアップのための教員研修会や授業研究会の内容を充実させる。	附属学校教員が出向き、地域の現職教員のスキルアップのための研修を行い、授業実践の充実に寄与した。【参考資料8】【参考資料9】	IV
--------------------------------	--	----

中期計画【59】

④ 第2期は、大学及び附属学校両者の教育研究を向上させるために、多様な専門家からなる大学のリソースを活用して、高大連携研究プロジェクトの実施をはじめ、いじめ・不登校、発達障害支援等の学校における実践的教育課題を解決するための共同研究プロジェクト等を推進してきた。第3期は、ユネスコスクールとして全附属学校が認定されたことを受け、学部生や大学院生による学校サポート活動を交え「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進するための共同研究活動を行い、研究成果を大学及び附属学校の教育研究活動に反映させる。

進捗状況

I II Ⅲ IV (○を付す)

判断理由（中期計画の実施状況等）

< 1 > 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略

< 2016年度 >

日本/ユネスコパートナーシップ事業による「愛知県ユネスコスクール指導者交流会」において、附属名古屋中学校及び附属高等学校の教諭がそれぞれの学校における ESD 活動の実践発表を行った。【参考資料10】

< 2017年度 >

10月に開催された日本教育大学協会研究集会において、附属高等学校が「高等学校段階からの高大連携による教員養成の取り組み」と題し、これまで取り組んできた高大連携研究プロジェクトの成果を発表し、附属特別支援学校が「岡崎地区三附属学校による共生教育の推進について-行事や休み時間の交流を通して-」と題し、岡崎地区三附属学校による取り組みの成果を発表した。併せて、附属特別支援学校は、8月に開催された「多文化共生のための全国特別支援学校ESD フォーラム2017」にシンポジウム参加校として参加し、意見交換を行った。【参考資料11】【参考資料12】 また、本学主催で12月15日に開催した日本/ユネスコパートナーシップ事業「愛知県ユネスコスクール指導者研修会」に附属名古屋小学校から1名、附属岡崎小学校から3名、附属名古屋中学校から1名、附属特別支援学校から1名の計6名が参加した。また、各附属学校園において、ESD活動に取り組み、その成果を2017年度ユネスコスクール年次報告書にまとめた。【参考資料13】

< 2 > 2018 年度 年度計画実施状況

年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
⑤ 「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進するため、学部生や大学院生による学校サポート活動を交えた大学との共同研究活動を行う。	持続可能な開発のための教育（ESD）を推進するため、11月に開催された東海地区ユネスコスクールフォーラム グッド・プラクティス校交流会」において、愛知県の代表として附属岡崎中学校が実践報告を行った。また、教育学研究科理科学教育学領域の大学院生が附属岡崎中学校教諭と共に附属岡崎中学校3年生4クラスの生徒 156 人に対し、ESD 活動として、防災意識を高めることをねらいとしたカリキュ	I II Ⅲ IV

	ラム開発に取り組み、授業実践を行った。【参考資料 14】 【参考資料 15】	
--	--	--

中期計画【60】

⑤ 各地区の附属学校の機能を更に充実させるために、名古屋地区では「グローバル教育等を展望した幼・小・中の連携」、岡崎地区では「インクルーシブ教育（障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育）等を展望した小・中・特支の連携」、刈谷地区では「科学教育研究活動等を展望した高大接続」を柱とする改革プランを大学及び地域との協働により実現する。

進捗状況

I II Ⅲ IV (○を付す)

判断理由（中期計画の実施状況等）

< 1 > 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略

< 2016年度 >

各地区の附属学校の機能を更に充実させるために、「グローバル教育を展望した幼・小・中の連携」（名古屋地区）、「インクルーシブ教育等を展望した小・中・特支の連携」（岡崎地区）、「科学教育活動等を展望した高大接続」（刈谷地区）を柱とする改革プランの実施計画を策定し、附属学校運営委員会において報告した。【参考資料16】

< 2017年度 >

附属特別支援学校は、10月14日に開催された日本教育大学協会研究集会において、これまでの成果となる「岡崎地区三附属学校による共生教育の推進について 一行事や休み時間の交流を通して」を発表した。【参考資料 11】

名古屋地区においては、業務の改善に併せて、3校園による取り組みの見直しを行った。岡崎地区では、獲得した「交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」に基づき、インクルーシブ教育の推進に取り組んだ。また、刈谷地区では、獲得した「中高生の科学研究実践活動推進プログラム（学校活動型）」を活用して、大学と連携して、科学教育研究活動に取り組んだ。【参考資料 17】

< 2 > 2018 年度 年度計画実施状況

年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
⑥ 各地区の附属学校園と大学との連携により、名古屋地区ではグローバル教育（小学校英語等）、岡崎地区ではインクルーシブ教育（体育等）、刈谷地区では科学教育研究活動（アドバンス・サイエンス等）の改革プランを推進する。	岡崎地区では、3年連続で受託事業に採択された「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」に基づき、インクルーシブ教育の推進に取り組んだ。2018年度は文化・芸術領域における共同学習を行い、特に図工・美術の創作活動を通じた交流を行った。【参考資料 18】 名古屋地区については、業務改善に併せて3校園による取り組みの見直しを行い、異校種による授業実践などの取り組みや交流協定校との異文化交流などの取り組みを行った。【参考資料 19】 刈谷地区については、科学教育を推進するため、	I II Ⅲ IV

	日本植物学会や日本生物教育学会で生徒の活動成果ポスター発表を行うとともに、理数探求に関する先行研究やモデルカリキュラムの構築を模索している。また、大学との連携として、科学・ものづくりセンターとの連携を行っている。【参考資料 20】	
--	---	--

2 基準ごとの評価

基準1 教育課題への対応について

(1) 観点ごとの分析

観点1-1： 学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいるか。

【観点到係る状況】

附属学校では、毎年度、教育研究発表会を開催しており、学校現場が抱える教育課題に取り組んでいる。【別添資料1-1-1】

【分析結果とその根拠理由】

以上により、定期的に教育研究発表会が開催されており、附属学校は、継続して各種の教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいると判断する。

観点1-2： 審議会答申などにより明確となる新たな教育課題や国の方策について、率先して取り組んでいるか。

【観点到係る状況】

附属学校改革として、「国立教員養成大学・学部、大学院附属学校の改革に関する有識者会議」報告書により、附属学校機能強化に取り組んでいる。【資料1-2-A】

【資料1-2-A】有識者会議報告書に対する取り組み

2016年度
・附属学校の業務改善に向けた基本方針の策定
2017年度
・附属学校における入学者選抜の検討
・タイムカード導入による勤務時間管理の徹底（附属名古屋小学校）
2018年度
・校長の常勤化を実施（附属名古屋小学校、附属岡崎小学校）
・タイムカードを全附属学校園に導入
・変形労働時間制の柔軟な対応の実施
・学校施設の利用可能時間短縮（7時から21時までとした。）

【分析結果とその根拠理由】

以上により、「国立教員養成大学・学部、大学院附属学校の改革に関する有識者会議」報告書により、附属学校の機能強化に向け取り組んでいると判断する。

観点1-3： 地域における指導的あるいはモデル的な学校となるように、多様な子供たちを受け入れながら、様々な教育課題の研究開発の成果公表等に取り組んでいるか。

【観点に係る状況】

附属学校では、教育研究発表会を開催するとともに、その成果を書籍として、地域の教育界に対して、広く成果公表等に努めている。【資料1-3-A】また、開催される教育研究発表会には、愛知県内の教員をはじめ多数の参加実績がある。【別添資料1-1-1】

【資料1-3-A】出版された書籍

2016 年度

- ・附属幼稚園「仲間を大切にする子ども【1年次】」（愛知教育大学附属幼稚園）
- ・附属名古屋小学校「研究紀要 54 「『これからの社会を生き抜く子』の育成 ―各教科が設定した指導方法の工夫―」（界文社）
- ・附属岡崎小学校「生活教育研究紀要 67 号 自らの意思で判断・決定していく子ども～追究の見通しをもつ子どもの姿を支える～」（愛知教育大学附属岡崎小学校）
- ・附属名古屋中学校「研究紀要 第 54 集 意識的に吟味した考えを表現することができる子どもの育成―批判的思考を用いた授業の創造―第3年次」（愛知教育大学附属名古屋中学校）
- ・附属岡崎中学校「独創性を育む（研究のあゆみ1）」（愛知教育大学附属岡崎中学校）
- ・附属高等学校「研究紀要第44号」（愛知教育大学附属高等学校）
- ・附属特別支援学校「研究紀要第36集 主題『自ら学ぶ子どもの姿を求めて』副題『子どもの持てる力を生かす学習活動』」（愛知教育大学附属特別支援学校）

2017 年度

- ・附属幼稚園「仲間を大切にする子ども【2年次】」（愛知教育大学附属幼稚園）
- ・附属名古屋小学校「研究紀要 55 「『これからの社会を生き抜く子』の育成 ―各教科の改善点を基にした指導方法の工夫―」（界文社）
- ・附属岡崎小学校「自らの意思で判断・決定していく子ども ―問題解決学習×自覚×教師支援―」（明治図書）
- ・附属名古屋中学校「研究紀要 第 55 集 意識的に吟味した考えを表現することができる子どもの育成―批判的思考を用いた授業の創造―最終年次」（愛知教育大学附属名古屋中学校）
- ・附属岡崎中学校「独創性を育む（研究のあゆみ2）―新しい見方で捉え、よりよい考えを生み出す子ども―」（愛知教育大学附属岡崎中学校）
- ・附属高等学校「研究紀要第45号」（愛知教育大学附属高等学校）
- ・附属特別支援学校「研究紀要第37集 主題『夢中になって学ぶ子どもの姿を求めて』副題『子どもの伸びを見通した授業づくり』」（愛知教育大学附属特別支援学校）

2018 年度

- ・附属幼稚園「体と心を十分に動かして遊ぶ幼児の育成～多様な動きを引き出す環境の構成～」（愛知教育大学附属幼稚園）
- ・附属名古屋中学校「各論冊子 創造的思考力を育む授業の創造―メタ認知を促進させることを通して―第1年次」（愛知教育大学附属名古屋中学校）
- ・附属岡崎中学校「独創性を育む（研究のあゆみ3）―新しい見方で捉え、よりよい考えを生み出す子ども―」（愛知教育大学附属岡崎中学校）
- ・附属高等学校「研究紀要第46号」（愛知教育大学附属高等学校）
- ・附属特別支援学校「研究紀要第38集 主題『夢中になって学ぶ子どもの姿を求めて』副題『子どもが夢中になって学ぶ授業をつくる』」（愛知教育大学附属特別支援学校）

【分析結果とその根拠理由】

以上により、教育研究の成果の公表に努めており、地域における指導的あるいはモデル的学校としての役割を十分に果たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

附属学校においては、毎年度、相当数の愛知県内外の教育関係者に対して、教育研究の成果を公表している。

【改善を要する点】

特になし

基準2 大学との連携

(1) 観点ごとの分析

観点2-1： 附属学校の運営等について、大学側との間で協議機関等が設置され十分に機能しているか。

【観点到係る状況】

大学の管理責任者及び附属学校の現場責任者を構成員とした委員会を設置している。また、委員会では、附属学校の運営上の課題を提議し、審議解決を図るなど、附属学校の管理、運営に関する適切な見直しを行っている。【資料2-1-A】 【別添資料2-1-1】

【資料2-1-A】附属学校運営委員会で行った改善事項

2016年度
・特別支援学校（高等部）について、学年の途中においても、学期の区分に従い、卒業を認めることを可能とするよう改めた。 ・附属幼稚園の将来構想を検討するための専門委員会を設置し、3年保育を主体とした環境の整備を行うよう、2017年4月の附属学校運営委員会に報告した。
2017年度
・附属学校における教育実習（主免実習）について、受け入れ人数を拡大した。 ・大学と附属学校の授業連携を推進する体制を整備した。
2018年度
・各附属学校おのおので整備していた附属学校園内規について、統一した規程の整備を行った。 ・整備した内規を学内規程集に集約し、教職員が閲覧できるよう改善した。

【分析結果とその根拠理由】

以上により、附属学校の運営上の課題に対して大学と連携して適切に対処しており、大学と附属学校の責任者で構成された附属学校運営委員会は十分に機能していると判断する。

観点2-2： 大学の教員が、学校現場での指導を経験する意義を踏まえ、一定期間附属学校での授業の担当や、行事への参加などについてのシステムが構築されているか。

【観点到係る状況】

一部の附属学校では、大学教員が附属学校において授業を担当している。【資料2-2-A】
また、高大連携スクールにおいて、大学教員が附属学校等の生徒に対して授業を開講している。
【別添資料2-2-1】さらに、毎年度開催される教育研究発表会をはじめとした授業研究会に、多くの大学教員が指導者、助言者として参加している。【別添資料2-2-2】

【資料2-2-A】大学教員の附属学校授業担当実績

2016年度
附属名古屋中学校 音楽（合唱指導）

2017 年度
附属名古屋中学校 音楽（合唱指導）
2018 年度
附属名古屋中学校 音楽（合唱指導）

【分析結果とその根拠理由】

以上により、大学教員が附属学校の授業を担当して、また、附属学校の教育研究発表会に恒常的に参加しており、附属学校の授業や行事への大学教員の参加システムは構築されていると判断する。

観点 2-3： 附属学校が大学における F D の実践の場として活用されているか。

【観点に係る状況】

新採用大学教員が本学の教員養成の理解を深め、学生の教育実習の支援・指導に生かすとともに、大学での授業力向上にとって有益な機会とするために、新採用大学教員の FD 研修の一部を附属学校で実施している。【別添資料 2-3-1】

【分析結果とその根拠理由】

以上により、附属学校で FD 研修が実施されており、附属学校が大学教員の FD の場として活用されていると判断する。

観点 2-4： 大学のリソースを生かしながら、質の高い教育課程や教育方法の開発に取り組んでいるか。

【観点に係る状況】

2003 年度に設置した大学教員・附属学校教員の連携による共同研究会を毎年開催し、各分科会からの報告書をまとめた報告書を作成している。【資料 2-4-A】【別添資料 2-4-1】

【資料 2-4-A】大学・附属学校共同研究会の組織

部会名	分科会名
教科教育	国語，書写・書道，社会科，算数・数学，理科，生活科・総合学習，音楽， 図工・美術，保健体育，技術，家庭，英語，道德・特活，特別支援教育， 養護，幼児教育及び小学校低学年教育
プロジェクト	高大連携，メディア・情報教育

【分析結果とその根拠理由】

以上により、大学と附属学校との共同研究を毎年実施しており、大学のリソースを生かした教育課程や教育方法の開発とその質向上に取り組んでいると判断する。

観点 2-5： 附属学校での実践研究の成果が大学の教員養成カリキュラムに反映されるシステムが構築されているか。

【観点に係る状況】

附属学校では、国の受託事業や日本教育大学協会研究集会、各種学会などで、大学の教員養成カリキュラムに反映される様々な実践研究を行っている。【資料2-5-A】 【別添資料2-5-1】 【別添資料2-5-2】

【資料2-5-A】附属学校における実践研究

2016 年度	
・文科省	学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー） 附属岡崎小学校，附属岡崎中学校，附属特別支援学校
・国立教育政策研究所	教育課程研究指定事業（論理的思考）附属名古屋中学校
・国立研究開発法人科学技術振興機構	中高生の科学研究実践型活動推進プログラム
2017 年度	
・文科省	学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー） 附属岡崎小学校，附属岡崎中学校，附属特別支援学校
・国立教育政策研究所	教育課程研究指定事業（論理的思考）附属名古屋中学校 〃 〃 附属岡崎中学校
〃	教育課程研究指定事業（中学社会） 〃
・国立研究開発法人科学技術振興機構	中高生の科学研究実践型活動推進プログラム
・日本教育大学協会研修集会	高等学校段階からの高大連携による教員養成の取り組み (10/14)
〃	岡崎地区三附属学校による共生教育の推進について(10/14)
2018 年度	
・文科省	学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー） 附属岡崎小学校，附属岡崎中学校，附属特別支援学校
・国立教育政策研究所	教育課程研究指定事業（論理的思考）附属岡崎中学校 〃 教育課程研究指定事業（中学社会） 〃
・日本植物学会第 82 回大会	高校生研究ポスター発表(9/16)
・日本生物教育学会第 103 回大会	中・高校生ポスター発表(1/13)

【分析結果とその根拠理由】

以上により、附属学校で大学と連携した様々な実践研究が行われており、大学の教員養成カリキュラムに反映されるシステムが構築されていると判断する。

観点 2-6-①： 大学の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。

【観点に係る状況】

附属学校は、概算要求特別経費や大学教育研究重点配分経費による教育研究事業に積極的に協力している。【資料2-6-①-A】

【資料2-6-①-A】大学の教育研究事業

2016 年度
1. 事項名：3Dプリンタを用いた教材開発拠点の整備と3D教材データベースの構築

担当講座：技術教育講座 協力附属学校：附属名古屋中学校，附属岡崎中学校 2. 事項名：体育授業研究の活性化に向けた附属名古屋小学校との連携に関する調査研究 担当講座：保健体育講座 協力附属学校：附属名古屋小学校
2017 年度
なし
2018 年度
1. 事項名：発達障害児における学校での指導と家庭生活をつなげるための支援方略（家庭生活支援）に関する実践的研究 担当講座：特別支援教育講座 協力附属学校：附属特別支援学校 2. 事項名：科学的に探求する学習活動充実のための高等学校生物（植物）の授業開発 担当講座：理科教育講座 協力附属学校：附属高等学校 3. 事項名：附属学校と大学との新たな教育研究の構築 担当講座：教職キャリアセンター 協力附属学校：附属名古屋小学校，附属岡崎中学校

【分析結果とその根拠理由】

以上により、附属学校の協力の下、数多くの教育研究プロジェクトが実施されており、附属学校は大学の様々な研究課題に組織的に協力していると判断する。

観点 2-6-②： 大学と附属学校が連携して、附属学校を活用する具体的な研究計画の立案・実践が行われているか。

【観点到に係る状況】

大学教員が附属学校教員と連携して、いじめ・不登校の予防を目的とした調査、研究活動を行っている。【資料 2-6-②-A】

【資料 2-6-②-A】大学の調査研究活動

2016 年度
事項名：附属学校におけるアンケート調査を用いたいじめ・不登校予防法の開発と実践介入に関する研究 担当講座：学校教育講座 協力附属学校：附属名古屋小学校，附属岡崎小学校，附属名古屋中学校，附属岡崎中学校
2017 年度
事項名：附属学校におけるアンケート調査を用いたいじめ・不登校予防法の開発と実践介入に関する研究 担当講座：学校教育講座 協力附属学校：附属名古屋小学校，附属岡崎小学校，附属名古屋中学校，附属岡崎中学校
2018 年度
事項名：附属学校におけるアンケート調査を用いたいじめ・不登校予防法の開発と実践介入

に関する研究
 担当講座：学校教育講座
 協力附属学校：附属名古屋小学校，附属岡崎小学校，附属名古屋中学校，附属岡崎中学校

【分析結果とその根拠理由】

以上により，附属学校を活用した調査研究活動が組織的に運営されており，大学と附属学校が連携して研究計画の立案・実践を具体的に推進していると判断する。

観点 2-6-③： 大学との連携により，学校における実践的課題解決に資するための研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

持続可能な開発のための教育（E S D）を推進するために，大学及び7附属学校園が加盟するユネスコスクールにおいて，毎年，実践的課題解決のための研究活動を行っている。また，日本教育大学協会主催の研究集会においても，積極的に実践報告を行っている。さらに，附属特別支援学校では，特別支援教育講座の教員の協力により児童生徒の行動観察や行動分析を行った後，指導・助言の機会を設けている。【資料 2-6-③-A】 【別添資料 2-6-③-1】 【別添資料 2-6-③-2】 【別添資料 2-6-③-3】

【資料 2-6-③-A】 大学・附属学校の実践的問題解決のための研究活動

2016 年度
・愛知県ユネスコスクール指導者交流会 (12/16) ・コンサルテーション事業（特別支援学校）
2017 年度
・日本教育大学協会研究集会 (10/14) ・愛知県ユネスコスクール指導者研修会 (12/15) ・コンサルテーション事業（特別支援学校）
2018 年度
・東海地区ユネスコスクールフォーラム グッド・プラクティス校交流会 (11/10) ・愛知県ユネスコスクール指導者研修会 (12/14) ・コンサルテーション事業（特別支援学校）

【分析結果とその根拠理由】

以上により，大学と附属学校が連携して，E S Dを推進して定期的に研修会等を通じて研究発表を行い，また，大学教員の協力の下に実践研究を行っており，学校における実践的課題解決のために資する研究活動が行われていると判断する。

観点 2-7-①： 質の高い教育実習を提供する実践的な学修の場として実習生の受入を進めているか。

【観点に係る状況】

教育実習（主免実習）の前に，各専攻で実施する実習生の事前指導において，附属学校教員が

一部担当している。【別添資料 2-7-①-1】

また、教育実習の3週間化に伴って、新たに必要となった事前指導の一部（道徳）を附属学校教員が担当している。【別添資料 2-7-①-2】

【分析結果とその根拠理由】

以上により、各専攻の事前指導や新たに必要になった事前指導（道徳）を附属学校教員が担当することを通して、附属学校が実習生全員に対して、実践的で質の高い教育実習の場を提供していると判断する。

観点 2-7-②： 大学の教育実習計画は、附属学校を十分に活用したものとなっているか。

【観点に係る状況】

附属学校は、1校あたり平均して主免実習（大学院小学校教員免許取得コースを含む。）では約34人、隣接校実習（現代学芸課程の実習を含む。）では約39人の実習生の実習を受け入れている。また、大学の全教育実習生のうち、主免実習では約29.3%、隣接校実習では約34%を附属学校で受け入れている。同様に、附属特別支援学校では、大学の全教育実習生の約43.7%の実習生の実習を担当している。【別添資料 2-7-②-1】 【別添資料 2-7-②-2】

【分析結果とその根拠理由】

以上により、附属学校は大学の教育実習計画全体の中で相当数の実習生を受け入れており、大学の教育実習計画は附属学校を十分に活用したものになっていると判断する。

観点 2-7-③： 大学の教育実習の実施への協力を行うために適切な組織体制となっているか。

【観点に係る状況】

大学の教育実習計画は、大学及び附属学校の実習担当者を構成員とする教育実地研究専門委員会の審議を経て実施されている。【別添資料 2-7-③-1】

【分析結果とその根拠理由】

以上により、附属学校教員が参画する教育実地研究専門委員会の下で教育実習が運営されており、大学の教育実習実施への組織的な協力体制が適切に整えられていると判断する。

観点 2-7-④： 大学と遠隔地にある附属学校については、教育実習の実施に支障が生じてないか。

【観点に係る状況】

大学教員及び附属学校教員による事前指導並びに実習校への事前出校日を設けており、さらに、大学教員が教育実習期間中に附属学校を訪問し、実習生の取り組みについて観察・指導している。

【別添資料 2-7-①-2】

また、大学に隣接する附属高等学校を除き、名古屋地区に設置されている附属幼稚園、附属名古屋小学校、附属名古屋中学校、岡崎地区に設置されている附属岡崎小学校、附属岡崎中学校、

附属特別支援学校は、いずれも公共交通機関を利用して大学から1時間の範囲内に所在しており、教育実習の実施に支障は生じていない。

【分析結果とその根拠理由】

以上により、遠隔地（名古屋地区及び岡崎地区）にある附属学校は実習生の通学範囲に所在して、また、それらの附属学校と大学が連携して実習生に対して事前指導等を行っており、教育実習の実施に支障が生じてないと判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学と附属学校との連携を推進するために、教職キャリアセンターを連携窓口として位置付け、大学教員のFD研修や共同研究会などを企画・実施している。

【改善を要する点】

特になし

基準3 地域との連携

(1) 観点ごとの分析

観点3-1： 教育委員会と附属学校との間で組織的な連携体制が構築されているか。

【観点到係る状況】

愛知県教育委員会との指導連携及び情報交換のため定期的に開催する会合に参加している。

【資料3-1-A】また、緊急情報、不審者情報等の生徒指導に関わる情報については、愛知県、名古屋市教育委員会などから、逐一情報が入る体制となっており、附属学校課から各附属学校に情報提供している。

【資料3-1-A】教育委員会と附属学校との連携

2016年度
・教育研究論文指導・相談（岡崎地区） ・学校教育担当指導主事会（名中）
2017年度
・現職教育講師（名小） ・教育研究論文指導・相談（岡崎地区） ・学校教育担当指導主事会（名中）
2018年度
・10の姿部会検討会（幼稚園） ・アイデアいっぱい！楽しい授業づくり講座（名小） ・教育研究論文指導・相談（岡崎地区） ・学校教育担当指導主事会（名中）

【分析結果とその根拠理由】

以上により、各市町教育委員会からの要請を受けて指導連携を行ったり、各市町からの情報提供を受けたりしていることから、連携体制が構築されていると判断する。

観点3-2： 地域の学校が抱える教育課題の解決に教育委員会と連携して取り組んでいるか。

【観点到係る状況】

ミドルリーダー、若手教員の増加に伴い、地域の学校では授業力の育成に課題を抱えている。附属学校では、教育委員会と連携し、ミドルリーダー層の授業力向上に焦点を当てた授業研究を組織的に行っている。また、附属特別支援学校では、特別な支援を必要とする子どもや行動面や対人関係などで気になる子どもの担当者や保護者などを対象として、主に岡崎市内と近隣の保育園、幼稚園などで巡回相談等を行っている。【資料3-2-A】【別添資料3-2-1】【別添資料3-2-2】

【資料3-2-A】教育課題解決に係る教育委員会との連携

2016年度
・授業研究会 ・巡回相談 岡崎市内5園 ・居住地交流 小学部・中学部の児童生徒が地元の学校で友人との触れ合い
2017年度
・授業研究会 ・巡回相談 岡崎市立矢作北小学校，愛知教育大学附属幼稚園 ・居住地交流 小学部・中学部の児童生徒が地元の学校で友人との触れ合い
2018年度
・授業研究会 ・巡回相談 私立保育園園長会，公立保育園園長会，私立幼稚園，市立幼稚園 ・居住地交流 小学部・中学部の児童生徒が地元の学校で友人との触れ合い

【分析結果とその根拠理由】

以上により，地域の学校が抱える教育課題の解決に向け，教育委員会と連携して取り組んでいると判断する。

観点3-3： 教育委員会と連携し，広く県内から計画的に教員の派遣・研修が行われているか。また研修後に各地域に研修成果を生かした貢献ができているか。

【観点に係る状況】

教員の授業力向上に資するため，市町村教育委員会から派遣される教員に対して，一年間指導助言を行っている。派遣教員の研究テーマに基づいた研究支援を行うとともに，授業参観の際には，当該校の研究に対しても指導助言を行っている。一年間の取り組みを論文にまとめて発表することを通して，当該教育委員会の人材育成の計画に即した貢献を果たしている。【資料3-3-A】【別添資料3-3-1】

【資料3-3-A】現場教員の派遣・研修受入

2016年度
・刈谷市教育委員会 5人（岡小2，岡中3） ・知立市教育委員会 4人（岡小1，岡中3） ・安城市教育委員会 1人（岡小1）
2017年度
・刈谷市教育委員会 4人（岡小2，岡中2） ・知立市教育委員会 2人（岡小1，岡中1） ・安城市教育委員会 2人（岡小1，岡中1）
2018年度
・刈谷市教育委員会 4人（岡小2，岡中2） ・知立市教育委員会 5人（岡小3，岡中2） ・安城市教育委員会 1人（岡小1）

【分析結果とその根拠理由】

以上により、各市町教育委員会からの要請を受けて、研究生のテーマに沿った指導助言を行っている判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

附属学校は、教育課題の解決や派遣される教員への指導助言など、教育委員会と連携して地域に貢献している。

【改善を要する点】

特になし

基準4 附属学校の役割・機能の見直し

(1) 観点ごとの分析

観点4-1： 附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われているか。

【観点到係る状況】

附属学校運営委員会の下に置かれている課題検討部会において、大学と附属学校が連携して、附属学校の業務運営、組織運営上の様々な課題の改善、見直しを行っている。【資料4-1-A】

【別添資料4-1-1】

【資料4-1-A】附属学校で取り組んだ改善項目

2016 年度
○附属学校における勤務に関する業務改善 ・職員の健康状態、勤務状態を把握し、問題があれば速やかに改善できる体制を整備する。 ・時間外労働時間及び休日労働日数の限度内で業務ができるよう年間計画を立案するとともに、業務効率向上に努め、時間外労働の削減を図る。 ・業務と勤務時間外の活動を明確に区分けし、勤務時間外に学校施設を利用する場合は管理職の了解を得た上で行う。
2017 年度
○附属学校の組織整備 ・附属幼稚園の学級数1増、名古屋小学校の学級数1減 ・附属中学校の学級定員を変更（40人→36人） ○入学者選抜方法 ・抽選方法の見直し検討 ○附属学校の今後の検討課題 ・給与体系の見直し ・変形労働制の柔軟な対応 など
2018 年度
開催せず

【分析結果とその根拠理由】

以上により、課題検討部会において、附属学校が抱える様々な課題や将来を見据えた附属学校の在り方について、大学と附属学校が連携して改善・見直しを十分行っていると判断する。

観点4-2： 附属学校として求められる機能の強化を図る観点から、その規模も含めた存在意義の明確化や大学の持つリソースの一層の活用がなされているか。

【観点到係る状況】

附属学校検討専門委員会において、少子化、附属学校の存在意義の明確化、大学の機能強化等を勘案して、附属学校園の入学定員や学級数などの見直しを行っている。【資料4-2-A】

【別添資料4-2-1】

【資料4-2-A】（附属学校の機能強化，存在意義の明確化）

2017 年度
○国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する有識者会議報告書への対応 ・教育研究活動に関するアンケート実施 ・附属学校における勤務の見直し ・附属学校における働き方改革
2018 年度
○国立教員養成大学・学部，大学院，附属学校の改革に関する有識者会議報告書への対応 ・報告書に対する今後の対応 ・校長の常勤化 ・教員の多忙化解消として「学校現場における業務改善加速事業」により取り組みを広く公表

【分析結果とその根拠理由】

以上により，附属学校検討専門委員会において，附属学校が抱える様々な課題や将来を見据えた附属学校の在り方について，大学と附属学校が連携して改善・見直しを十分行っていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

課題検討部会や附属学校検討専門委員会などで，附属学校の使命・役割を踏まえた改善・見直しを行い，さらに，学校現在における業務改善加速事業により改善・見直し結果を，附属学校を持つ国立大学や県内の教育委員会などに取り組み状況を公表している。

【改善を要する点】

特になし

第3章

自己点検・評価 及び教育情報の公表

第3章 自己点検・評価及び教育情報の公表

1 自己点検・評価

(1) 中期計画の達成状況

中期目標
自己点検・評価及び外部評価等に基づき、大学の教育研究並びに組織及び運営等の改善を着実に進める。

中期計画【86】		
第2期には、外部評価における指摘事項に基づき、重点的な項目について自己点検・評価を行うとともに、評価結果を検証し、改善の進展を図るために必要な措置を講ずるためのPDCA サイクル（事業活動において、「Plan（計画）, Do（実行）, Check（評価）, Action（改善）」の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善し、管理業務を円滑に進める手法の一つ）を確立した。第3期においても積極的に自己点検・評価及び外部評価を行うとともに、評価結果をフィードバックし、大学業務の改善に活用する。		
進捗状況		
I	II	Ⅲ IV (○を付す)
判断理由（中期計画の実施状況等）		
＜1＞ 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略		
① 第2期に実施した大学機関別認証評価、教職大学院認証評価及び自己点検評価にて指摘のあった事項について、業務改善に活用するため、「改善の流れ」に基づき改善策を作成して取り組んだ。その後、評価委員会において、改善状況や改善結果を検証した上で、公表した。また、「改善の流れ」については、指摘事項の早期改善に努めるため、改善実施期間を原則1年以内とすること等の見直しを行い、規程を改正した。 ② 本学の教育研究水準の向上及び大学運営の改善に資するため、2016年度における「大学の使命、目的」、「管理運営体制」、「大学教員・教育支援者の構成」、「施設・整備」、「財務状況」に係る対応状況等について、自己点検・評価を行い、その結果について、自己点検・評価報告書及び基礎資料集にとりまとめ、Web サイトで公開した。		
＜2＞ 2018 年度 年度計画実施状況		
年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
自己点検・評価及び外部評価を行う。また、2017年度業務実績評価結果を検証し、課題事項があった場合の改善はもとより、注目点とされた事項の更なる進展にも反映させる。	本学の教育研究水準の向上及び大学運営の改善に資するため、2017年度における「教育活動」、「研究活動」、「地域連携・社会貢献」、「国際交流」に係る対応状況等について、自己点検・評価を行い、その結果について、自己点検・評価報告書及び基礎資料集に取りまとめ、Web サイトで公開した。 評価結果における指摘事項については、2017年度国立大	I II Ⅲ IV

第3章 自己点検・評価及び教育情報の公表

	学法人評価の評価結果においては指摘がなかったが、2016年度国立大学法人評価の評価結果において指摘のあった「女性研究者率及び女性管理職率」について、2019年度までの当該年度計画を実施することにより、改善に向けて取り組んでいる。 また、2017年度国立大学法人評価の評価結果において注目点とされた、「科研費の採択率が中期計画に掲げる目標値達成」、「外国人児童生徒への日本語教育支援」については、10月末及び2月末現在の進捗状況を整理し、評価委員会にて認識を共有した。 外部評価として、県・市の教育長や小・中・高等の校長会、大学OBなどから構成される「教員養成の質向上に関する会議」を11月に開催し、これまでの教育課程を踏まえた大学院改革（2020年度）について議論を行い、教育委員会等における学校現場で求められる人材の確認や大学改革プランにおける専攻・コース設計の課題等について、意見交換を行った。	
--	--	--

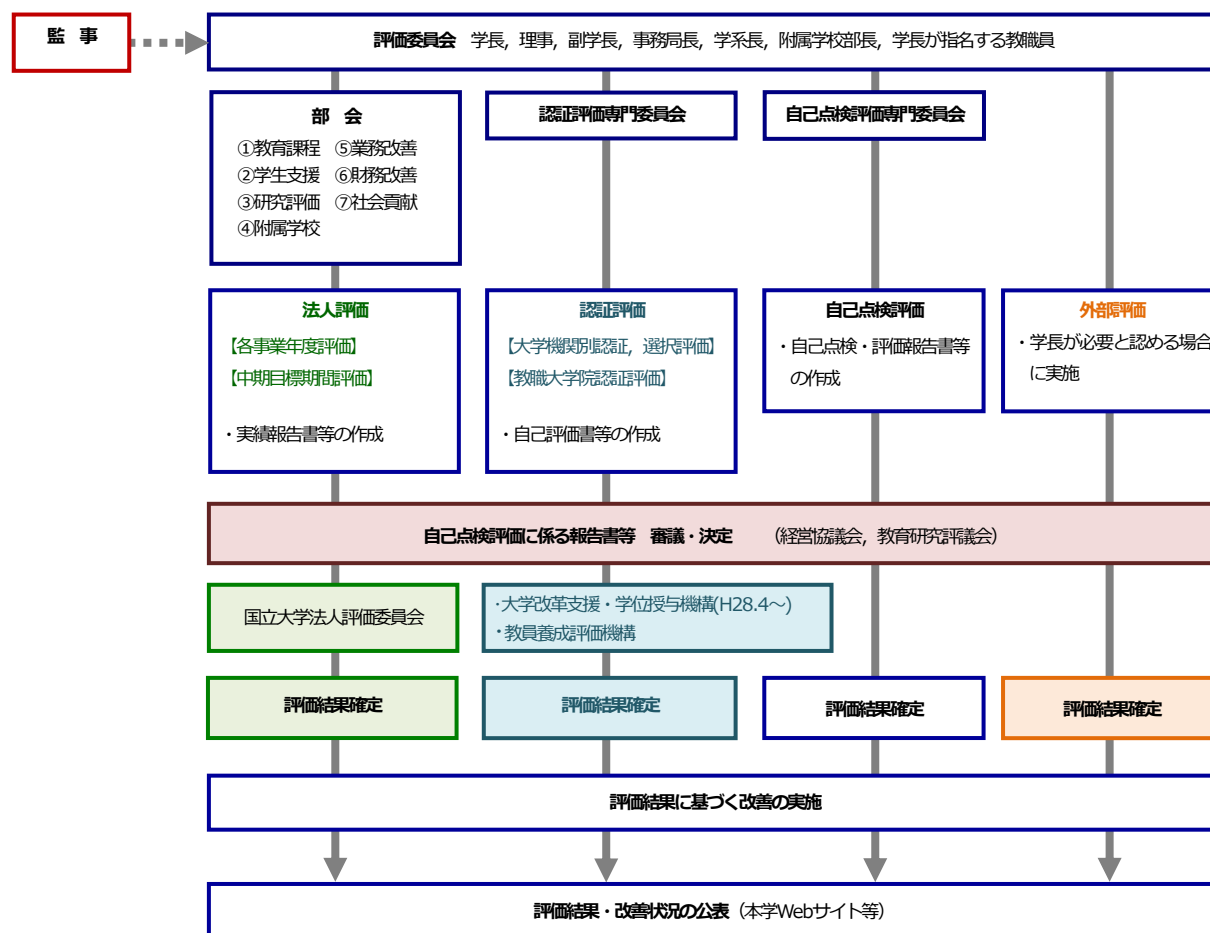
(2) 自己点検・評価の実施体制

本学では、学則第19条にて「教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とし、愛知教育大学憲章において「愛知教育大学は、本学の教育目標と研究目標に照らして、恒常的な自己点検評価により、不断の改善に努める。」と定めている。

2015年度に制定された「評価に関する規程」に、「趣旨」、「定義」、「実施体制」、「自己点検評価」、「認証評価」、「法人評価」、「外部評価」、「評価結果に基づく改善」、「改善結果の検証」及び「評価結果等の活用」について明確に規定されている。

また、自己点検・評価の統括は、法人化後の2005年度に新設した「評価委員会」が継続的に行っており、第2期中期目標期間開始の2010年度には、委員長を学長に変更し、委員会の下に7つの部会（教育課程部会、学生支援部会、研究評価部会、附属学校部会、業務改善部会、財務改善部会、社会貢献部会）や自己点検評価専門委員会を常設するなど、自己点検・評価がより機能的に効力を発揮できるような実施体制が整備されている。

自己点検・評価 実施体制



自己点検・評価について規定されているもの

- ・国立大学法人愛知教育大学学則第19条 <https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/print/1.html>
- ・愛知教育大学憲章 <https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/charter.html>
- ・国立大学法人愛知教育大学評価委員会規定 <https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/print/68.html>
- ・国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程
<https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/print/442.html> (以下に掲載)

国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程 (全文)

2015年2月24日
規 程 第 28 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学学則（2004年学則第1号。以下「学則」という。）第19条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛知教育大学及び愛知教育大学（以下「本学」という。）が実施する大学評価及び評価結果の活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「大学評価」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 自己点検評価 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 認証評価 法第109条第2項及び第3項の規定に基づき、認証評価機関が行う認証評価及び教職大学院認証評価をいう。

(3) 法人評価 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の2第1項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会が行う各事業年度及び中期目標期間における評価をいう。

(4) 外部評価 本学の教育研究活動等について、外部の者の立場から行われる評価をいう。

2 この規程において「部局等」とは、事務局及び学系並びに学部、大学院及び専攻科並びに附属図書館、学則第28条第1項に規定するセンター及び附属学校をいう。

3 この規程において「委員会等」とは、学則第9条から第14条までに掲げる運営組織及び同第16条に規定する各種委員会等をいう。

（実施体制）

第3条 大学評価に係る企画・立案及び点検・評価の実施に関する業務は、国立大学法人愛知教育大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が統括する。

2 評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（自己点検評価）

第4条 自己点検評価は、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、原則として毎年度実施するものとする。

2 自己点検評価の基本項目は、次に掲げるとおりとし、認証評価及び法人評価の評価基準等を基に、必要に応じて本学独自の評価項目を加えて設定するものとする。

(1) 大学の使命・目的

(2) 管理運営体制

(3) 大学教員、教育支援者の構成

(4) 教育活動

(5) 研究活動

(6) 地域連携・社会貢献

(7) 国際交流

(8) 附属施設の概要

(9) 附属学校

(10) 施設・設備

(11) 財務状況

(12) 自己点検評価及び教育情報の公表

(13) 危機管理

3 評価委員会は、前項各号に掲げる基本項目のうち、外部評価、認証評価、法人評価の実施年度を勘案した上で当該年度の自己点検評価項目を選定し、実施するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、部局等は、当該部局等の運営状況等についての自己点検評価を毎年度実施するものとする。

5 自己点検評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（認証評価）

第5条 認証評価は、法及び認証評価機関が定める実施方針等に基づき、法第109条第2項に規定する認証評価にあっては7年以内ごと、同条第3項に規定する教職大学院認証評価にあっては5年以内ごとに実施する。

（法人評価）

第6条 法人評価は、国立大学法人法及び国立大学法人評価委員会が定める実施方針等に基づき、各事業年度及び中期目標期間ごとに実施する。

（外部評価）

第7条 外部評価は、学長が必要と認める場合において実施する。

（評価結果の報告等）

第8条 評価委員会は、第5条から前条までに掲げられた評価の結果について、学長に報告する。

2 学長は、前項の報告を受け、課題として指摘された事項があった場合においては、必要な措置を講ずるよう、評価委員会に指示する。

3 学長は、第1項の結果について、刊行物又はその他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。

（評価結果に基づく改善）

第9条 評価委員会は、前条第2項の指示を受け、関係する部局又は委員会等の長（以下「関係部局等の長」という。）に事項の改善策原案の作成を指示する。

2 関係部局等の長は、前項の指示を受け、現状を分析した上で改善策原案を作成し、評価委員会に提示する。

3 評価委員会は、前項により提示のあった改善策原案について審議した上で改善策を決定し、関係部局等の長に期限を付して実施を指示する。この場合においては、改善実施期間は原則1年以内として早期改善に努

めるものとし、必要に応じ、1年を超える改善実施期間を設けることができるものとする。
4 前項の規定にかかわらず、評価委員会は、審議の結果、改善策原案に相当する事項が中期計画又は年度計画にあると判断した場合においては、当該計画により改善を図ることを関係部局等の長に指示するものとする。
5 関係部局等の長は、第3項の指示を受け、計画的に改善を進めるものとし、所定の期日までにその改善状況及び改善結果を取りまとめ、評価委員会に報告する。
(改善結果の検証)
第10条 評価委員会は、前条第5項の報告に基づき、改善結果の検証を行い、その結果を学長に報告する。
2 学長は、前項の報告に十分な改善結果が認められないと判断した場合においては、改善の進展を図るために必要な措置を講ずるよう、評価委員会に指示する。
3 学長は、第1項の報告に十分な改善結果が認められると判断した場合においては、第8条第3項の規定を準用する。
(評価結果等の活用)
第11条 学長は、大学評価の結果及び前条の検証結果を本学の諸活動の改善及び活性化に役立てるとともに、次期計画の策定に反映させるものとする。
(雑則)
第12条 この規程に定めるもののほか、大学評価に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。
附 則
1 この規程は、2015年2月24日から施行し、2014年4月1日から適用する。
2 国立大学法人愛知教育大学点検・評価実施要項（2012年要項第1号）は、廃止する。
附 則（2015年規程第54号）
この規程は、2015年7月8日から施行し、2015年4月1日から適用する。
附 則（2016年規程第60号）
1 この規程は、2016年12月14日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の規定は、2015年4月1日から適用する。
2 この規程の施行の際、現に改正前の第9条の規定に基づき改善策を実施している事項については、施行日以後は、この規程の定めるところにより取り扱うものとする。
附 則（2018年規程第58号）
この規程は、2018年12月12日から施行し、2018年4月1日から適用する。

(3) 自己点検・評価の実施状況

学校教育法第109条第1項の規定に基づき本学が自ら行う点検及び評価について、1期間6年サイクルで本学の現状や当該年度の取り組み状況の全般を検証しており、2018年度は、「教育活動」、「研究活動」、「地域連携・社会貢献」及び「国際交流」の4項目についての自己点検評価を実施し、「自己点検・評価報告書」としてまとめ、本学ウェブサイトで公表した。

自己点検・評価報告書 <https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html>

自己点検・評価の経緯（第三期）

刊行年	刊行物	概要	発行者
2018年2月	自己点検・評価報告書 2016 (冊子, PDF版)	各年度の現状及び取り組み状況の公表	評価委員会
2019年3月	自己点検・評価報告書 2017 (冊子, PDF版)	各年度の現状及び取り組み状況の公表	

評価委員会 2018年度 開催状況

開催11回	審議事項 (評価委員会規程第3条)	審議	報告
①	評価に関する基本方針の策定に関する事項	3件	0件

第3章 自己点検・評価及び教育情報の公表

② 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項	13 件	8 件
③ 自己点検評価に関する事項	2 件	0 件
④ 外部からの評価に関する事項	0 件	0 件
⑤ 認証評価に関する事項	0 件	2 件
⑥ 評価結果による改善等に関する事項	0 件	0 件
⑦ その他評価に関する事項	0 件	0 件

また、本学の現況を客観的に把握するため、2011年度から毎年度、学内の情報を整理し、「基礎データ」としてまとめており、自己点検評価を実施する際の根拠資料としても活用している。

自己点検・評価実施項目

項目	大学の使命・目的 管理運営体制 大学教員，教育支援者の構成 教育活動 研究活動	地域連携・社会貢献 国際交流 附属施設の概要 附属学校 施設・設備	財政状況 自己点検・評価及び 教育情報の公表 危機管理
----	---	---	--------------------------------------

基礎データ

掲載内容	010 沿革 020 組織 030 役職員名簿 040 現員数 050 人事	110 入試 120 学生数 130 学生支援 140 就職状況	210 科学研究費補助金 310 社会貢献 410 国際交流 510 附属図書館 610 附属学校	710 施設・設備 810 財務状況 910 自己点検評価 915 広報活動
基礎データ種別	・推移データ：年度比較ができる簡易データ ・年度データ：年度単位ごとの詳細データ			
基礎データ登録範囲	・2010年度以降は、データ入力必須。 ・2004年度～2009年度のデータは、2009年度から順に遡ってデータを入力し、2004年度まで入力する。			

(4) 第三者評価の実施状況

本学が現在までに受審してきた第三者評価には、専門の評価機関によって実施される「法人評価」，「認証評価」及び「選択評価」のほか、本学の自主的な取り組みによって実施する「外部評価」がある。

それぞれの第三者評価の近年の受審状況は、以下のとおりである。

法人評価

国立大学法人評価委員会の実施する法人評価は、事業年度評価（毎年実施）と中期目標期間評価（4年及び6年終了後実施）の2種類がある。本学では、中期目標・中期計画の達成に向けた年度計画に対して、その実施内容をより具体化し、数値目標等を設定した「到達指標」を作成している。また、年度計画の進捗状況については、各報告部局から10月と2月の年2回報告を受け、評価委員会と各部会で実施状況を把握している。

認証評価

大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する認証評価機関の実施する評価を受審すること、また、専門職大学院を置く大学は、5年以内ごとに認証評価機関の実施する評価を受審することが義務付けられている。文部科学大臣が認証する認証評価機関は、本学では、大学機関別認証評価については独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にて、教職大学院認証評価については一般財団法人教員養成評価機構にて、それぞれ以下のとおり受審している。

また、受審の際には評価委員会の下に「認証評価専門委員会」を設置し、受審に係る様々な事項に対応している。

- ・大学機関別認証評価：2007年度に1回目、2014年度に2回目を受審し、次回は7年後の2021年度に3回目の受審を予定。
- ・教職大学院認証評価：2010年度に1回目、2015年度に2回目を受審し、次回は5年後の2020年度に3回目の受審を予定。

選択評価

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の実施する「大学機関別選択評価」は、認証評価とは別に同機構が独自に行う第三者評価であり、同機構の定める三つの選択評価事項、「研究活動の状況」、「地域貢献活動の状況」及び「教育の国際化の状況」の側面から大学を評価するものである。受審は義務ではなく、受審するかどうかの判断は各大学に委ねられており、希望する年度に受審することが可能である。

本学では、2014年度に、選択評価事項「地域貢献活動の状況」について選択評価を受審し、「目的の達成状況が良好である」との評価を受けた。

外部評価

2012年度に、法人化後初めて外部評価を受審した。外部評価委員会委員として、大学関係者3人、教育界1人の計4人の学外者の方々に委員を委嘱し、①教育活動、②研究活動及び③地域連携の3項目についての評価を受け、その評価結果を「外部評価報告書2012」として学内外に公表した。

2013年度には、外部評価委員会委員として、大学関係者3人、教育界1人の計4人の学外者の方々に委員を委嘱し、①管理運営体制、②施設・設備、③財務状況及び④教育活動、研究活動、地域連携・社会貢献（2011年度外部評価による指摘事項の改善状況及び2012年度の新規活動について）の4項目についての評価を受け、その評価結果を「外部評価報告書2013」として学内外に公表した。

また、2018年度には、県・市の教育長や小・中・高等の校長会長、大学OBなどから構成される「教員養成の質向上に関する会議」を11月に開催し、これまでの教育課程を踏まえた大学院改革（2020年度）について議論を行い、教育委員会等における学校現場で求められる人材の確認や大学改革プランにおける専攻・コース設計の課題等について、意見交換を行った。

大学評価の公表

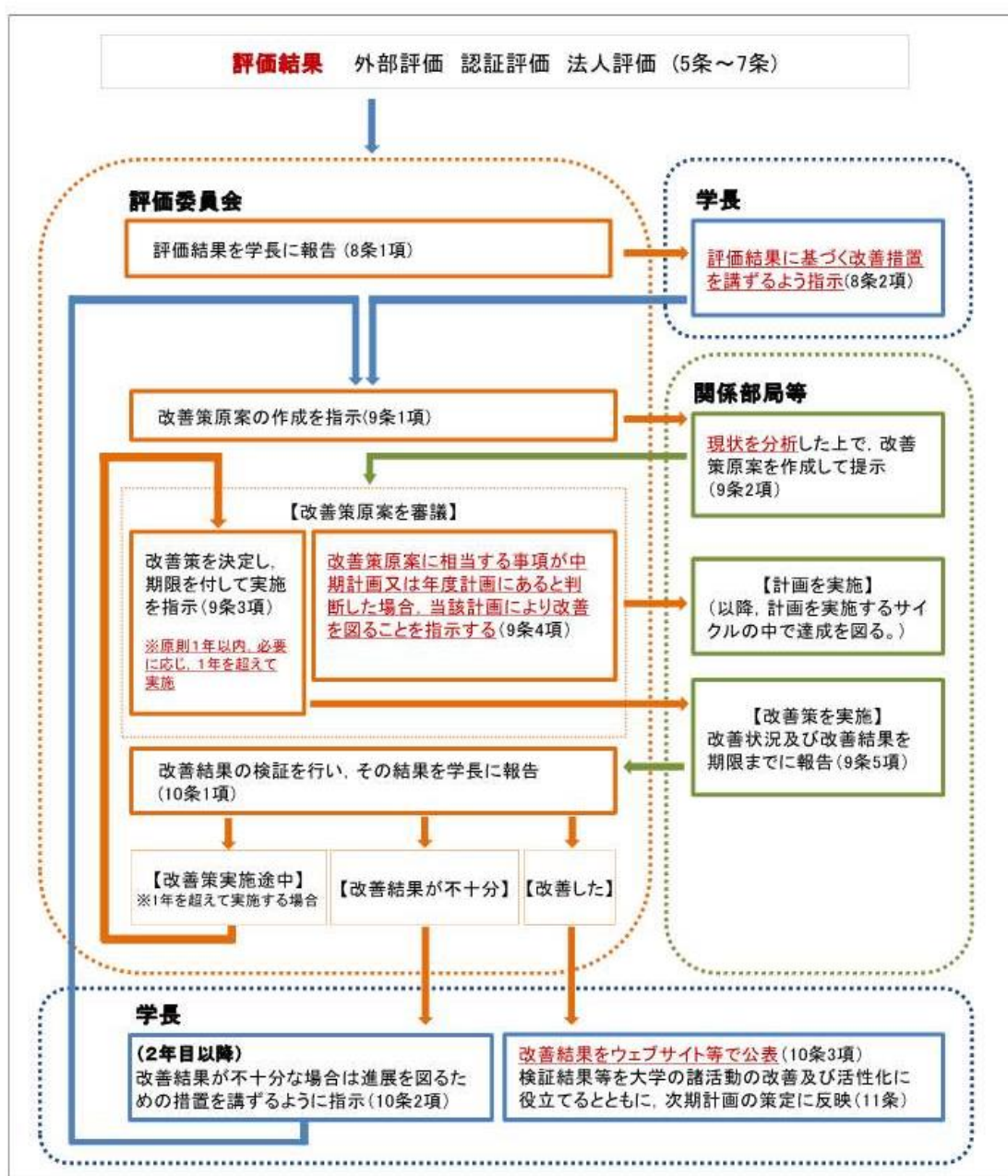
これらの大学評価の状況については、本学ウェブサイトに掲載し、広く社会一般に公表している。

大学評価に関する情報 <https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html>

2 評価結果に対する改善状況

国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程第8条～第11条において、「評価結果の報告等」、「評価結果に基づく改善」、「改善結果の検証」及び「評価結果等の活用」を定め、各評価の受審結果をその後の本学の諸活動の改善及び活性化に役立てるとともに、次期計画の策定にも反映させることとしている。

改善の流れ



第3章 自己点検・評価及び教育情報の公表

第3期中期目標期間（2016～2021年度）の指摘事項の改善状況

課題として指摘された事項	評価結果について検討し反映した具体的内容
国立大学法人評価 2016年度評価 「中期計画に記載した第2期の率（女性研究者19.1%（附属学校教員は含まない）、役員における女性率14.3%、女性管理職の13.8%）を維持する。」（年度計画【63-1】）については、女性研究者率が18.0%、女性管理職率が10.0%となっており維持できていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。	2017年度報告【改善状況及び改善結果】 女性研究者率及び女性管理職率向上のため、女性登用計画を作成するとともに、女性管理職率の向上を目的に、管理職登用制度を活用し、本学としては初めて、2人の女性副課長を登用し、次期女性管理職に向けての育成を開始した。

自己点検・評価報告書2018

第3章 自己点検・評価及び教育情報の公表

3 教育情報の公表状況
○基準ごとの自己評価
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること		
分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3－6－1	法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3－6－1）
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
特になし		
分析項目3－6－1	該当なし	②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>簡条書き</u> で記述すること。
活動取組3－6－A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）		
■ 当該基準を満たす		
□ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
該当なし		
改善を要する事項		
該当なし		

第3章 自己点検・評価及び教育情報の公表

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 3-6-1 法令等が公表を求める事項を公表していること

【分析の手順】

- ・大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。
- ・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3-6-1）

公表を求める事項	公表状況
《学校教育法施行規則第 172 条の 2》	
教育情報	☒ [教育情報に関連する公表全般]
☒ 大学の目的	⇒ ウェブサイト① (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html)
☒ 学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針	⇒ ウェブサイト②【大学概要】 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gaiyou2019-20_all_190628.pdf)
☒ 教育研究上の基本組織	☒ [学生受入方針] ⇒ ウェブサイト (PDF) 【アドミッション・ポリシー】 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/3policy_gakubu_ap_140414.pdf) ⇒ その他 入学者選抜要項、学生募集要項（一般入試）、推薦入試学生募集要項、 帰国子女入試学生募集要項、外国人留学生募集要項

第3章 自己点検・評価及び教育情報の公表

☒ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ☒ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ☒ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ☒ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ☒ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ☒ 授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関すること ☒ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	☒ [各教員が有する学位及び業績] ⇒ ウェブサイト 【研究者総覧】 (URL : http://souran.aichi-edu.ac.jp/souran/index.html) ☒ [進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況] ⇒ ウェブサイト 【就職・進路データ】 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/aucareer/data/index.html) ☒ [その他の学生の教育研究環境] ⇒ ウェブサイト (PDF) 【体育施設(大学概要)】 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gaiyou2019-20_30b_190628.pdf) ☒ [その他の大学が徴収する費用に関すること] ⇒ ウェブサイト 【学内施設：施設開放】 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/center/facilities/guidance.html) ☒ [進路選択] ⇒ ウェブサイト 【キャリア支援センター】 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/aucareer/)
《独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条》	

第3章 自己点検・評価及び教育情報の公表

《その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令》	
☒ 財務諸表等 ⇒ウェブサイト【財務に関する情報】 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html)	
《学校教育法第109条第1項》	
☒ 自己点検・評価の結果 ⇒ウェブサイト【大学評価】 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html) ⇒その他 ○冊子 ・年次報告書 2010 (2011 年 9 月 発行) ・自己点検・評価報告書 2011 (2013 年 1 月 発行) ・自己点検・評価報告書 2012 (2013 年 12 月 発行) ・自己点検・評価報告書 2013 (2015 年 6 月 発行) ・自己点検・評価報告書 2014 (2016 年 2 月 発行) ・自己点検・評価報告書 2016 (2018 年 2 月 発行) ・自己点検・評価報告書 2017 (2019 年 3 月 発行)	
《H15 文科省告示第 53 号 第 3 条 第 2 項》	
☐ 法科大学院の未修者又は実務経験者の割合が 2 割に満たない場合には入学者選抜の実施状況 ・ 本学は法科大学院を設置していないため該当しない。	

第3章 自己点検・評価及び教育情報の公表

《教育職員免許法施行規則第22条の6》	
認定課程を有する大学は、教員の養成の状況 ☒ 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること ☒ 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること ☒ 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること ☒ 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること ☒ 卒業生の教員への就職の状況に関すること ☒ 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	☒ 【教員の養成の状況に関連する公表全般】 ⇒ ウェブサイト① (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html) ⇒ ウェブサイト② (PDF) 【大学概要】 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gaiyou2019-20_all_190628.pdf) ☒ [各教員が有する学位及び業績] ⇒ ウェブサイト 【研究者総覧】 (URL : http://souran.aichi-edu.ac.jp/souran/index.html) ☒ [卒業生の教員への就職の状況に関すること] ⇒ ウェブサイト 【就職・進路データ】 (URL : https://www.aichi-edu.ac.jp/aeucareer/data/index.html)

第 4 章

危機管理

第4章 危機管理

1 中期計画の達成状況

中期目標		
① 第2期で行った危機管理についての自己点検・評価結果を踏まえ、第3期では、危機意識・防災意識の向上、化学物質の適切な管理等のための具体的な改善策を早期に策定し実施する。		
中期計画【94】		
① 第2期は、携帯用の「防災ハンドブッカーポケット版」を作成し、全学生と全教職員に配付した。また、震災に直接関わった人の体験に学ぶ危機管理セミナーを開催し、危機管理意識の向上を図った。第3期は、更なる防災意識の向上のための活動として、従来の防災・防火訓練及び危機管理セミナーの開催に加え、事業継続計画に基づく訓練等を実施するほか、東海地区の他大学との災害時の相互援助や協力体制、対応の連携を深める協議を行う。また、防災関連物資を点検し、現在の食糧備蓄量（学生の1割に対して1日分）を計画的に増やす。		
進捗状況		
I	II	III IV (○を付す)
判断理由（中期計画の実施状況等）		
<1> 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略		
① 毎年度総合防災・防火訓練及び危機管理セミナーを開催し、防災意識の向上を図った。 ② 2016年12月に三重大学の事業継続計画（BCP）に基づく防災訓練に参加し、その後、三重大学のBCPを参考に本学のBCP（案）を作成した。これをもとにBCP（案）に基づく訓練を実施し、BCP（案）の実効性を検証した。その結果を踏まえ、BCP（案）を修正し、3月に完成させた。翌2017年度は事業継続計画（BCP）に基づく訓練を昨年度の見直しをもとに実施した。 ③ 2016年11月に、東海地区国立大学法人8大学事務連携の学内防災実務に関する会合に参加し、他大学との協議を進めた。その後2017年6月14日に東海地区の8大学との大規模災害対応に関する協定を締結したことに基づき、東海地区8大学の事務連携「大規模災害対応」の防災担当者による会合（2017年度計3回）に参加し、情報交換や体制の検討などの連携を行った。 ④ 防災関連物資の点検を行い、今後の食料備蓄計画を作成し、食料備蓄品の追加購入を行った。その結果、備蓄量は2017年度に1.0日分から1.5日分に増え、計画どおり災害発生時の体制を整備した。		
<2> 2018 年度 年度計画実施状況		
年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
① 防災・防火訓練及び危機管理セミナーの開催に加え、事業継続計画に基づく訓練等を実施する。また、東海地区8大学で災害時の相互援助や協力体制、対応の連携を深化させる協議を	① 南海トラフ地震発生に備えて防災・防火訓練を10月30日（火）に実施し、学内の防災意識を向上させることができた。	I
	② 危機管理セミナーを、個人情報保護・情報セキュリティセミナーと合同で12月12日（水）に実施し、教職員の個人情報管理に対する意識向上につなげることができた。	II III IV

行う。	③ 事業継続計画に基づく訓練を2月14日（木）に実施した。2018年度は災害発生から3日後を想定し、今後1週間で当面の課題に対応しながら通常業務への復旧を行うこと等を確認した。 ④ 東海地区8大学での協議を、第1回（8月6日（月））：「災害時の学生に関する対応」と第2回（2月4日（月））：「今年度の防災訓練や防災活動等の状況」の計2回実施し、8大学間の対応状況を聞き、意見交換を行った。 ⑤ 食料備蓄量を学生の1割に対して2日分に増量する次年度の計画に備えて、備蓄食料の購入を行った。	
-----	--	--

中期計画【95】

② 第2期は、化学物質の適切な管理を推進し、安全上の危害及び健康障害並びに環境への影響を未然に防止するため「化学物質管理規程」及び「化学物質管理委員会規程」を定めた。また、危機管理担当職員を新たに配置し、複数の担当部局による管理を一元化した。第3期は、当該規程に沿った化学物質の取り扱いの周知徹底を図るとともに、化学物質管理支援システム（TULIP）を利用した化学物質の購入から廃棄までの適正管理を徹底する。また、現在ある50項目の危機事象に対応した危機管理マニュアルをより実効性のあるものに見直すとともに、2015年度に実施した危機管理に係る自己点検・評価に基づき、必要に応じて新たな危機管理マニュアルの作成や内容の見直しを行う。

進捗状況

I II Ⅲ IV (○を付す)

判断理由（中期計画の実施状況等）

<1> 2016, 2017年度 中期計画実施状況概略

① 自己点検・評価の結果に基づき、関係課に危機管理マニュアルの記載内容の見直しについて依頼し、各課からの回答を集約した。

集約した回答をもとに、危機管理マニュアルの修正作業を進め、併せて、附属学校の危機管理マニュアルが作成されたことを受け、重複する部分を整理した。

② 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行され、水銀使用製品の把握について調査を行った。不要試薬回収処分については周知を徹底して行い、化学物質の購入から廃棄までの適正管理を徹底した。化学物質管理支援システム（TULIP）の更新について検討した結果、新たに更新の必要はないとし、現行システムを継続使用することとした。

<2> 2018年度 年度計画実施状況

年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
② 「化学物質管理規程」及び「化学物質管理委員会規程」に基づき、化学物質取り扱いマニュアルを整備する。また、必要に応じて危機管理マニュアルの	・危機管理マニュアルについては、今夏の異常高温対策に関する内容や地震発生時の参集に関連する内容の修正等を行った。 ・化学物質取り扱いマニュアルの項目について委員会で内容の検討を行い、整備した。	I II Ⅲ IV

記載内容を改善する。		
------------	--	--

中期計画【96】		
③ 第2期は、サーバー管理者向け講習会、個人情報保護・情報セキュリティセミナー、初心者向けセキュリティ講習会を実施した。第3期は、情報セキュリティに対する侵害の阻止及び情報資産の適切な管理・保護を推進するため、定期的に情報基盤を見直すとともに、全構成員を対象とした情報セキュリティ対策に関する教育と支援を行う。		
進捗状況		
I	II	III IV (○を付す)
判断理由（中期計画の実施状況等）		
＜1＞ 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略		
全構成員を対象とした個人情報保護・情報セキュリティセミナーを開催した。また、現在前述のセミナーを欠席した人全員を対象とした情報セキュリティを学ぶことができる e ラーニングシステムを開発している。開発はほぼ終了しており、今後稼働させユーザに受講させる予定である。		
＜2＞ 2018 年度 年度計画実施状況		
年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
③ 本学の情報セキュリティ対策3か年基本計画に従い、ICT 教育基盤センターシステム、事務運用端末、ネットワークの情報セキュリティを強化する。また、全構成員を対象とした情報セキュリティ対策に関する教育と支援を行うための研修会等を開催する。	情報セキュリティ3か年基本計画に従い、2月下旬に情報セキュリティ対策の強化等を盛り込んだ愛知教育大学情報システムのリプレースを行った。その際、事務職員用のパソコンについても、新たにリプレースに取り込まれることになり、セキュリティ対策を含め、パソコンの管理や保守が強化された。 セキュリティ対策に関する研修会については、8月2日に行われた安全管理講習会でセキュリティセミナーを実施し、附属学校関係者144名を含む169名の参加があった。また、12月の教授会前に個人情報保護・情報セキュリティセミナーを実施し、111名の職員の参加があった。	I II III IV

中期目標
② 附属学校で生じた災害、事故、事件等の個々の危機事象に対して取るべき附属学校並びに大学の危機管理体制を日常的に点検・強化するとともに、大学の専門家と連携して、幼児、児童及び生徒が自ら危険を回避する行動がとれるように安全管理・教育の充実に取り組む。

中期計画【97】
④ 平常時及び緊急時に幼児、児童及び生徒の安全を確実に確保できるように、第2期で作成した各附属学校の危機管理マニュアルをもとに、危機管理体制を点検、整備する。危機管理にあたっては、情報を共有し、大学との連携を強化する。なお、本学学生に対する実習中の危機管理については、個人情報の取り扱いを含め、実習の手引きを利用して、事前指導時に周知徹底する。
進捗状況

I	II	Ⅲ	IV	(○を付す)
判断理由（中期計画の実施状況等）				
< 1 > 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略				
<2016年度> ・事前指導時（8月）に周知徹底した。また、9月に開催された教育大学の関係理事・副学長連絡会で、その現状や対策を他大学と情報交換し、具体的な事例を示してより一層周知徹底することとした。 ・各附属学校における現行の危機管理マニュアルの点検、見直しに取り組んだ。その結果、全ての附属学校において、Web サイトに公表した。【参考資料1】 ・附属学校の安全対策に関する研修会を 2016 年 8 月 3 日に開催し、138 名の附属学校教員が参加した。【参考資料2】 ・また、文部科学省からの要請により、いじめ・不登校への対応を各附属学校において再点検することとした。 <2017年度> ・前期（5月2日）、後期（8月2日）の事前指導時に周知を行い、前期・後期実習共に事故の報告はなかった。 ・昨年度に引き続き、附属学校における危機管理マニュアルの点検・見直しを行った。 ・附属学校の安全対策に関する研修会を 2017 年 8 月 2 日に開催し、115 名の附属学校教員が参加した。【参考資料2】また、附属幼稚園の「いじめ防止基本方針」について、2017 年 12 月 8 日に開催した附属学校運営委員会において提案し、継続審議となった。【参考資料3】				
< 2 > 2018 年度 年度計画実施状況				
年度計画	年度計画実施状況			進捗状況 (○を付す)
④ 既存の各附属学校の危機管理マニュアルをもとに、大学と情報を共有しつつ危機管理体制を点検し、必要に応じ改善する。また、安全管理・教育の充実に向けた取り組みを行う。	本年度第1回の附属学校運営委員会において、附属学校で起きた事件、事故などの事象が発生した場合の危機管理対応について、改めて周知徹底を図った。このことにより、大学では、附属学校で生じている事象を把握することができ、大学と附属学校とが連携して課題に対応している。【参考資料4】 附属学校の安全対策に関する研修会を 2018 年 8 月 2 日に開催し、141 名の附属学校教員が参加した。【参考資料2】また、継続審議となっていた附属幼稚園の「いじめ防止基本方針」について附属学校運営委員会において承認されたことを受け、Web サイトに公表した。【参考資料1】【参考資料5】 さらに、附属学校の養護教諭及び栄養教諭を対象として、食物アレルギーやアナフィラキシーなどの原因による症状への対応並びに心肺蘇生法や AED を使った一次救命措置の基礎知識などの研修会を 2019 年 3 月 27 日に外部講師を招いて実施し、児童・生徒に対する安全管理・教育の充実に向けた取り組みを行った。【参考資料6】			I II Ⅲ IV

⑤ 学生の教育実習にあたっては、個人情報取り扱いを含めた危機管理について事前指導時に周知徹底する。	教育実習の事務連絡会及び事前指導に具体的事例を示して周知を行った。昨年に引き続き学生による個人情報の漏洩に関する報告は無かったが、前期において家族による漏洩の報告が1件あったため、後期の事前指導時にはそのことも含めて注意喚起を行った。後期における漏洩の報告は無かった。	I II III IV
---	--	----------------------

中期目標

③ 社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に進めていくため、法令遵守（コンプライアンス）の徹底及び危機管理体制の機能の充実・強化を行う。

中期計画【98】

⑤ 教職員一人ひとりに国立大学法人法及び関係法令遵守の意識を徹底させるため、第2期では、外部講師による講演会や監事の説明会を開催した。その際、参加率を高めるために教授会の前後に設定し、成果を上げた。また、検収センターを設置し、会計上の不正行為が発生しないような体制を整えた。第3期では、研究費等に係る不正使用防止計画に基づき、「研究費等に係る不正防止計画マニュアル」を利用した研修会を実施し、全教職員を対象に実施するとともに、eラーニングを活用して、100%の受講を義務付ける。なお、研修の実施に際しては、研修会への参加を促すため、教授会の前後に行うなど工夫する。

進捗状況

I II III IV (○を付す)

判断理由（中期計画の実施状況等）

< 1 > 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略

< 2016年度 >

- ・ 会計監査人の担当者を講師として、「研究費等に係る不正防止計画マニュアル」を利用した研修会を、2017年3月13日開催の教授会に併せて開催した。

< 2017年度 >

- ・ 6月28日開催の教授会終了後、研究費執行説明会を開催し、研究費等不正防止の説明を行った。
- ・ 9月29日に、科学研究費助成事業公募説明会を開催し、研究費等不正防止の説明を行った。
- ・ 11月29日開催の教授会（報告3）において、eラーニング研究倫理教育の全教員受講に向け周知を徹底した。また、科学研究費助成事業の受給対象者については、不正防止について再度周知を行い不正防止の徹底を図った。

< 2 > 2018 年度 年度計画実施状況

年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
⑥ 「研究費等に係る不正防止計画マニュアル」を利用した研修会を、参加促進のため教授会の前後に行	(実施状況) ・ 科学研究費助成金申請に係る説明会で不正防止についての研修も行った。併せて研究倫理に係るeラーニングの	I II

う。併せて、研究倫理に係る e ラーニングを活用した研修を実施し、研究活動全般における不正防止に継続して取り組む。	受講について説明を行った。 - 研究倫理の e ラーニングの受講について周知を行い受講率が35.5%となった。 (課題や問題点等) - 研究倫理の e ラーニングについては 2017 年度からの 3 年間で受講すれば良いが現在 22%と受講率が低いため、今年度受講について再周知を行う予定である。	Ⅲ IV
---	--	--------------------

中期計画【99】

⑥ 研究活動における不正行為への対応に関する規程を改正し、全教員から「研究活動を行うに当たっての誓約書」、取引業者から誓約書を提出させるなど不正行為をけん制するための取り組みを行った。第3期については、新規採用教職員及び新規取引業者から誓約書を徴取するとともに、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを踏まえ、研究倫理に関する研修を実施し、3年に一度全教員に受講させ、不正防止策を徹底する。

進捗状況

I II Ⅲ IV (○を付す)

判断理由（中期計画の実施状況等）

< 1 > 2016, 2017 年度 中期計画実施状況概略

<2016年度>

【99-1】誓約書の徴取について

- 不正行為のけん制のため、教員は全員を対象とし、新規採用時に「研究活動を行うに当たっての誓約書」を、事務職員については、公的研究費等の取り扱いに関わる職員を対象に、新規採用時又は学内異動時に「公的研究費の運営・管理を行うに当たっての誓約書」を徴取した。また、新規取引業者については、「取引を行うに当たっての誓約書」を随時徴取した。

【99-2】研究倫理研修の受講体制の策定

- 研究活動不正防止対策推進委員会において、e ラーニング（CITIジャパンプロジェクト）による研究倫理研修の実施状況を報告し、未受講者への対策及び次年度以降の計画について検討した。
- 11月30日開催の教授会において、e ラーニング（CITIジャパンプロジェクト）研修未受講者への年度内の受講を依頼するとともに、現行の e ラーニング研究倫理研修教材が、次年度より有料化となることから、これに変わる教材として、日本学術振興会が無償提供している「eL CoRE」の活用を予定していることについて周知を行った。
- 1月に e ラーニング（CITIジャパンプロジェクト）研修未受講者の確認を行い、年度内の受講を依頼した。
- 「eL CoRE」の活用に向け、研修受講後の有効期限設定をはじめ、本研修教材の課題等について検討を開始した。

<2017年度>

【99-1】誓約書の徴取及び研究倫理研修の受講について ※【99-2】は、以降【99-1】に統合

- ・新規採用教職員全員から、採用時に誓約書を徴取した。
- ・新規取引業者からは、財務課経理調達室において誓約書を徴取した。
- ・eラーニングを活用した研究倫理教育の全教員の受講に向け周知を徹底した。
- ・11月29日開催の教授会において、新たなeラーニング研究倫理研修として、日本学術振興会が無償提供している「eL CoRE」を活用し、全教員を対象に、2017年度～2019年度の3年間で1回以上受講する方針を周知した。また、科学研究費助成事業の受給対象者については、不正防止について再度周知を行い不正防止の徹底を図った。

< 2 > 2018 年度 年度計画実施状況

年度計画	年度計画実施状況	進捗状況 (○を付す)
⑦ 新規採用教職員及び新規取引業者から誓約書を徴取するとともに、eラーニングによる研究倫理に関する研修の取り組み状況を確認することで不正行為のけん制に取り組む。	(実施状況) ・新規採用教職員から誓約書を徴取し、新規取引業者からの徴取を行った。 ・eラーニングによる研究倫理に関する研修の受講状況について確認を行い、受講率が35.5%になった。 (課題や問題点等) ・eラーニングの受講率が現在22%と上がっていないため、受講について再周知を行っていく必要がある。	I II III IV

2 危機管理体制の分析

(1) 観点ごとの分析

観点1-1 危機管理に関する規程等は整備されているか。

【観点到係る状況】

本学では、危機管理に対する基本方針として「国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程」及び「国立大学法人愛知教育大学危機管理に関するガイドライン」が策定されており、危機管理に関するガイドラインに記載されている危機事象の事例分類に基づき、平常時の危機管理及び危機発生時の対応方法をまとめた「危機管理マニュアル」を作成している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、危機管理に関する規程等は概ね整備されていると判断するが、これらの規程やガイドラインなどの内容について点検を行った結果、【資料1-1-A】のとおり検討事項が判明した。

【資料1-1-A】 危機管理に係る規程の検討事項について

該 当 箇 所	改 善 を 要 す る 内 容
1. 国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程	
第11条	11条に規定されている「学長が不在時の危機管理対処者」が指名されていない。
2. 国立大学法人愛知教育大学危機管理に関するガイドライン	
別表3	別表3に規定されている「対策本部の組織図」について、副学長の役割分担が決められていない。

観点1-2 危機管理マニュアルは整備されているか。

【観点に係る状況】

危機管理マニュアルは危機管理に関するガイドラインに定める危機事象の事例分類一覧【資料1-2-A】に基づき、平常時の危機管理及び危機発生時の対応方法をまとめたものである。

危機管理マニュアルには平常時の危機管理、危機管理体制、危機発生時の対応、広報及び収束対策が記載されており、小分類ごとにフローチャート【資料1-2-B】が作成されて、危機発生時の対応が分かりやすくなっている。

しかし、危機管理マニュアルの記載内容について点検を実施した結果、【資料1-2-C】のとおり改善を要する箇所が判明した。

【分析結果とその根拠理由】

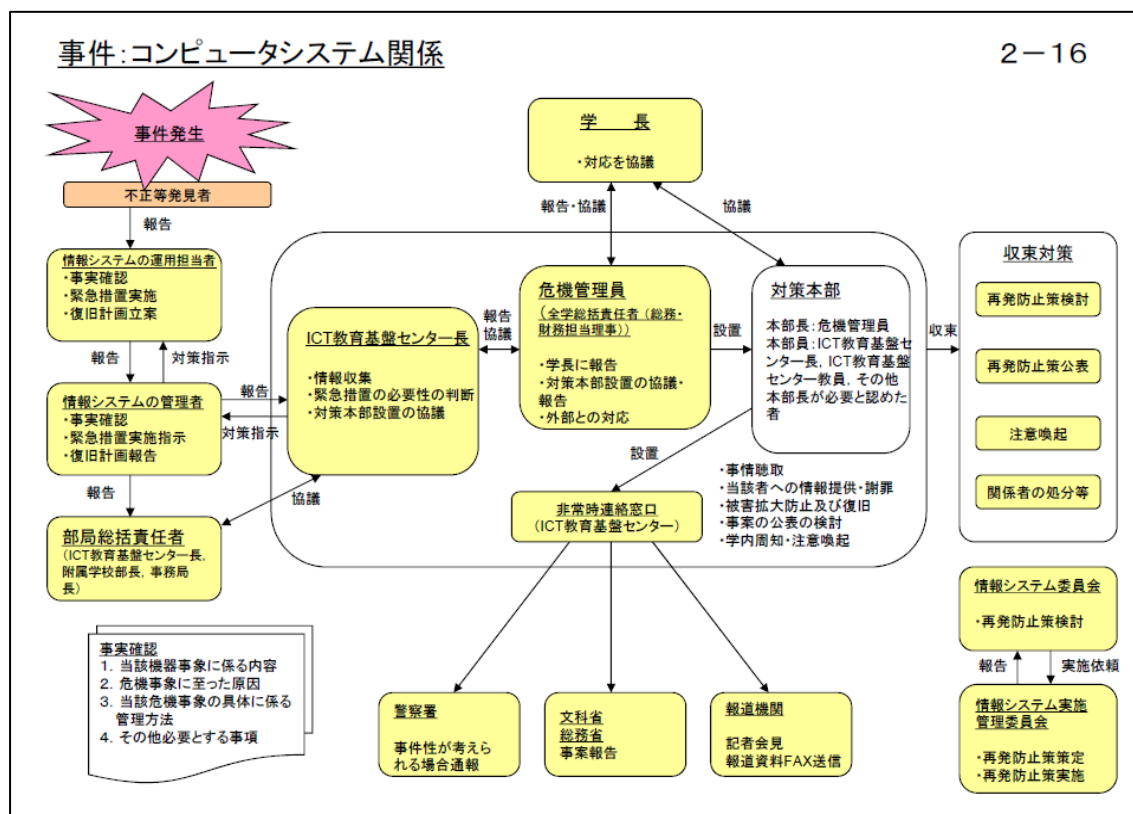
危機管理マニュアルの点検結果【資料1-2-C】については、検討が必要であるが、危機管理マニュアルは概ね実効性のあるものに整備されていると考えられる。

【資料1-2-A】 危機事象の事例分類一覧

大分類	中分類	マニュアル 対応番号	小分類（事例）	主たる担当部局
事 故 ・ 災 害	火災・爆発	1-1	—	総務課、施設課
	地震・台風・落雷等の自然災害		—	総務課、施設課
	放漏水	1-2	—	施設課
	電気、機械的事故		—	施設課
	ライフライン途絶		—	施設課
	労働災害	1-3	役職員の業務執行中の事故等	人事労務課
		1-4	役職員の通勤途上の災害（交通事故を除く）	人事労務課
		1-5	教員の研究活動の補助者（学生等）の事故等	人事労務課
	交通事故	1-6	役職員の事故（通勤途上）	人事労務課
		1-7	役職員の業務中の事故（公用車）	財務課
		1-8	役職員の業務中の事故（自家用車）	人事労務課
		1-9	学生の交通事故（正課中）	学生・国際課
	その他各種事故	1-10	役職員の業務中の事故	人事労務課
		1-11	研究員等による研究活動中の事故（外国人研究者含む）	学術研究支援課 学生・国際課
		1-12	学生の事故	学生・国際課
		1-13	外国人留学生の事故	学生・国際課
		1-14	大学行事における学外者の事故（入学試験の実技等）	総務課、入試課
		1-15	大学祭、子どもまつり等の学生主催行事における学外者の事故	学生・国際課
		1-16	施設整備の不良による事故	施設課
事 件		1-17	発達支援相談活動における緊急対応	学術研究支援課
		1-18	心理教育相談活動における緊急対応	学術研究支援課
	医療事故	1-19	—	学生・国際課
	盗難	2-1	物品等の盗難、紛失	財務課
		2-2	各種資料及びデータの盗難・紛失	総務課
		2-3	第三者による固定資産の売却	施設課
		2-4	物品等の盗難、紛失（学生に関わる事項）	学生・国際課
	傷害	2-5	役職員	人事労務課
		2-6	学生（授業、学外実習、研究活動、ボランティア活動、課外活動、連携事業等）	学術研究支援課、教務課 学生・国際課 キャリア支援課
		2-7	外国人留学生	学生・国際課
	職員の不正、犯罪	2-8	横領、収賄	人事労務課
		2-9	公印及び法人文書の偽造	総務課
		2-10	機密の漏洩	総務課
		2-11	予定価格の漏洩	財務課
		2-12	科学研究費補助金等の不正使用	財務課
		2-13	研究上の不正行為（データねつ造、論文盗用等）	学術研究支援課

事 件		2-14	利益相反	人事労務課
	学生の不正行為	2-15	試験における不正行為	教務課
	コンピュータシステム関係	2-16	サーバー等情報機器の破損	企画課
			情報システムの停止	企画課
			不正アクセスによる個人情報データの流失	企画課
			不正アクセスによるデータ改ざん	企画課
			コンピュータウィルスへの感染	企画課
	伝染病、感染症	2-17	—	学生・国際課
法 務	不審者侵入	2-18	—	総務課
	電話等による爆破予告・威力業務妨害	2-19	—	総務課
	過失	3-1	修学指導、卒業判定、単位認定ミス	教務課
		3-2	入試合否判定ミス	入試課
		3-3	食中毒（生協食堂、大学祭の模擬店、自然観察実習園の生産物、学校給食）	学生・国際課 学術研究支援課
	情報漏洩	3-4	個人情報の漏洩、流失	企画課、総務課
		3-5	研究情報の漏洩、流失	学術研究支援課
		3-6	入試情報の漏洩、流失	入試課
	知的財産権侵害	3-7	ソフトウェアの不正コピー	企画課
		3-8	電子ジャーナルに関する不正行為	学術研究支援課
		3-9	その他知的財産権侵害	学術研究支援課
	環境問題	3-10	毒物・劇物の漏洩	総務課、学術研究支援課
		3-11	放射性物質の漏洩	学術研究支援課
労 務		3-12	実験廃棄物の不適切な処理	総務課、学術研究支援課
	損害賠償責任	3-13	業務執行中において第三者に損害を与えた場合	総務課
	ハラスメント	4-1	セクハラ、パワハラ、アカハラ、アルハラ、その他ハラスメント	人事労務課
附 属 校	その他	4-2	職員の法令遵守違反等に対する内部通報	人事労務課
	事故・災害 事件・法務	5-1	—	附属学校課
	いじめ	5-2	—	附属学校課

【資料1-2-B】 フローチャートの例（事件：コンピュータシステム関係）



【資料1-2-C】 危機管理マニュアルの点検結果

1. 危機管理マニュアル全体についての点検結果		
危機管理マニュアルの内容には、副学長の役割が記載されていないことから、今後副学長の位置付けについて検討する必要がある。		
次の事項については、危機管理マニュアルに追加する必要があると考えられる。 ①職員及び学生の宗教活動への対応 ②学生による研究上の不正行為 ③役職員等や学生の轢き逃げ等が発覚した場合の対応 ④役職員等や学生の私事渡航中の事故や災害への対応		
2. 各項目の点検結果		
マニュアル 対応番号	分 類	点 検 結 果
1-4	役職員の通勤途上の災害（交通事故を除く）	・通勤経路上の災害と経路外の災害では大学の対応が異なるため、書き分ける必要がある。
2-12	科学研究費補助金等の不正使用	・業者との癒着・収賄は【2-8 横領、収賄】と整理する必要がある。
3-4	個人情報の漏洩，流失	・学生のデータのみでなく，附属学校に関するデータも対象とすべき。
3-10	毒物・劇物の紛失	・記載されている内容について，「毒物・劇物の紛失」だけではなく，漏洩も想定したマニュアルも追加する必要がある。
5-1	セクハラ，パワハラ，アカハラ，アルハラ，その他ハラスメント	・マタニティ，モラルハラスメントを追加する必要がある。（説明も含む）

観点1-3 危機対策本部は整備され、実効性のあるものになっているか。

【観点に係る状況】

本学の危機対策本部は【資料1-3-A】のとおり組織されている。

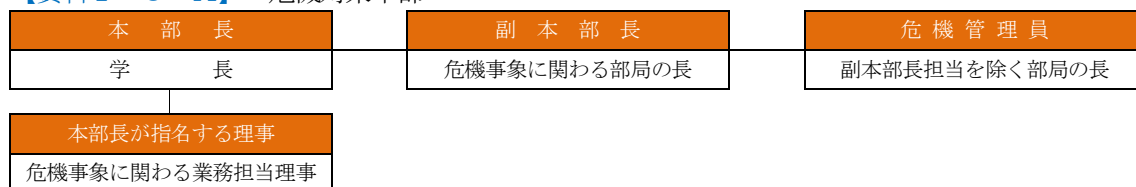
なお、大規模地震等の災害時には、非常災害対策本部を設置することとなっており、火災に対しては、自衛消防講習を受講した統括管理者（隊長）及び班長からなる自衛消防隊組織【資料1-3-B】を編成している。

これらの組織については、毎年実施される総合防災・防火訓練において、大規模地震と地震によって火災が発生したという想定で実効性を検証している。

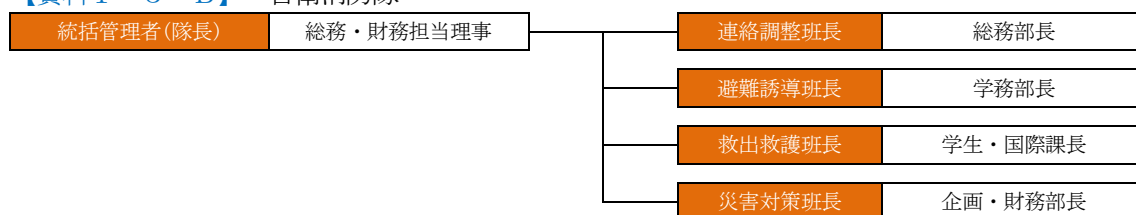
【分析結果とその根拠理由】

大規模地震に対する訓練を行うなど、危機管理体制の向上に努めているため、本学の危機対策本部は十分に実効性のあるものに整備されていると考えられる。

【資料1-3-A】 危機対策本部



【資料1-3-B】 自衛消防隊



(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・多種多様な事象についてマニュアルが作成されている。

【改善を要する点】

- ・マニュアルによっては、まだ改善すべきところがある。
- ・昨今新しく生じている危機事象についてのマニュアルがまだ未整備である。

3 危機管理に関する整備・取組状況の分析

(1) 観点ごとの分析

観点2-1 危機管理を対象として整備されたものが機能・運用されているか。

防災ハンドブック（ポケット版）

【観点到係る状況】

一般学生教職員用として、地震防災ハンドブック【資料2-1-A】を作成し、PDF版をホームページに掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

冊子版からPDF版にしてホームページに掲載することで、いつでもWEB上で簡単に閲覧でき、更に機能的になった。

【資料2-1-A】 地震防災ハンドブック



周知方法	大学ホームページに掲載
掲載内容	・「東海地震」はどのように起こるのか ・東海地震に関連する情報 ・「東海地震に関連する情報」と大学の対応 ・緊急地震速報への対応 ・突発的に地震が起こったとき ・地震時の避難心得 ・地震のマグニチュードと震度 ・安否情報の確認 ・家での防災活動 ・震災ボランティア ・東海地震等大規模地震注意情報・警戒宣言発令時のライフライン等の状況 ・刈谷市の防災・避難計画とのかかわり ・震災時の救護活動について ・資料等

緊急地震速報システム

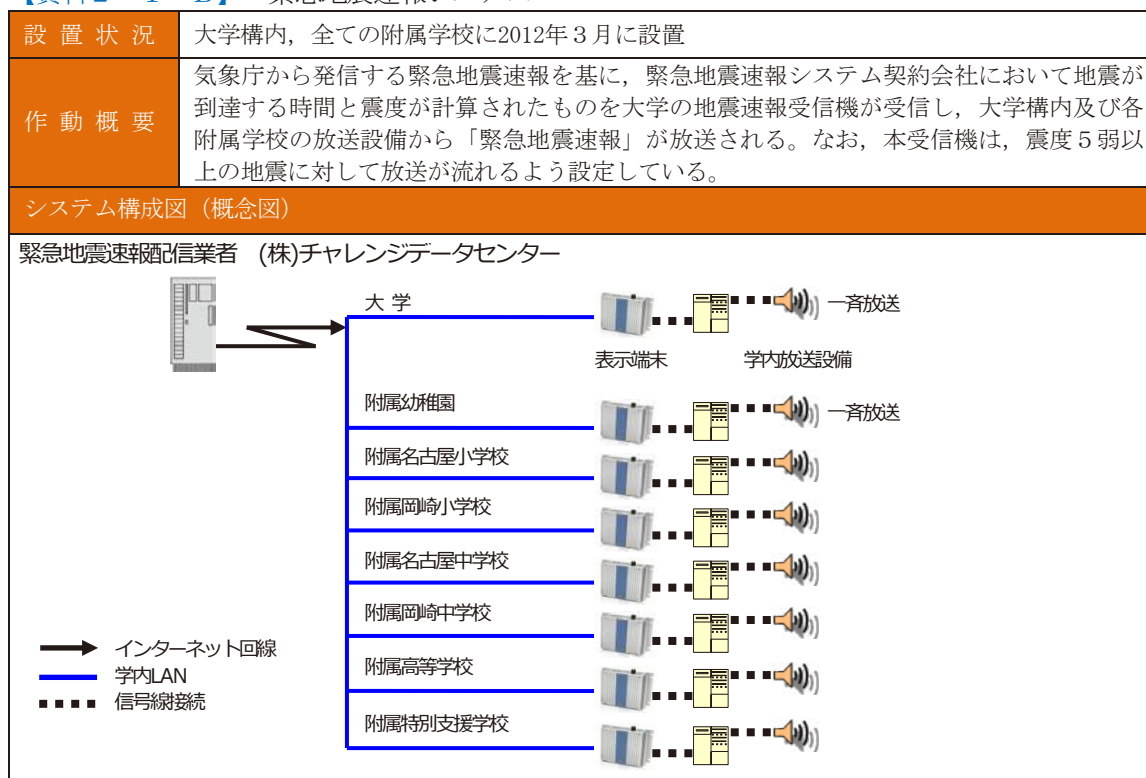
【観点到係る状況】

- ・2012年3月に附属学校を含めて、緊急地震速報システム【資料2-1-B】を導入し運用している。
- ・運用後、総合防災・防火訓練時に放送テストを行い、スピーカー等の接続状況を確認している。

【分析結果とその根拠理由】

附属学校を含めて導入できており、緊急時には大変有効なシステムである。運用後、大学・附属学校での防災・防火訓練時に放送テストを行い、スピーカー等接続状況の確認ができています。また、訓練に臨場感が出ることによって、緊張感のある訓練を行うことができています。

【資料2-1-B】 緊急地震速報システム



安否確認システム

【観点に係る状況】

- ・2013年1月に安否確認システム【資料2-1-C】を導入、同年3月から運用を開始し、学生・教職員への一斉連絡が可能となっている。
- ・学生の登録率については、66.4%となっている（2019年3月現在）。
- ・その他、学生への生活、教務面での情報提供用として運用中のWEBシステム「ユニバーサルパスポートシステム」（学務ネット）を活用して、PC又は携帯電話へ、メールで全学生へ周知可能となっている。
- ・安否確認システムの登録は、新入生には学務ネットや必修科目である「情報教育入門」でアドレスの登録を依頼した。
- ・新規採用職員にはメールでアドレス登録を依頼した。
- ・非常時連絡体制として総合防災・防火訓練と併せて、安否確認システムに登録されたアドレスに訓練用メールの送受信（受け取った者は安否状況を入力し返信）を行った。

【分析結果とその根拠理由】

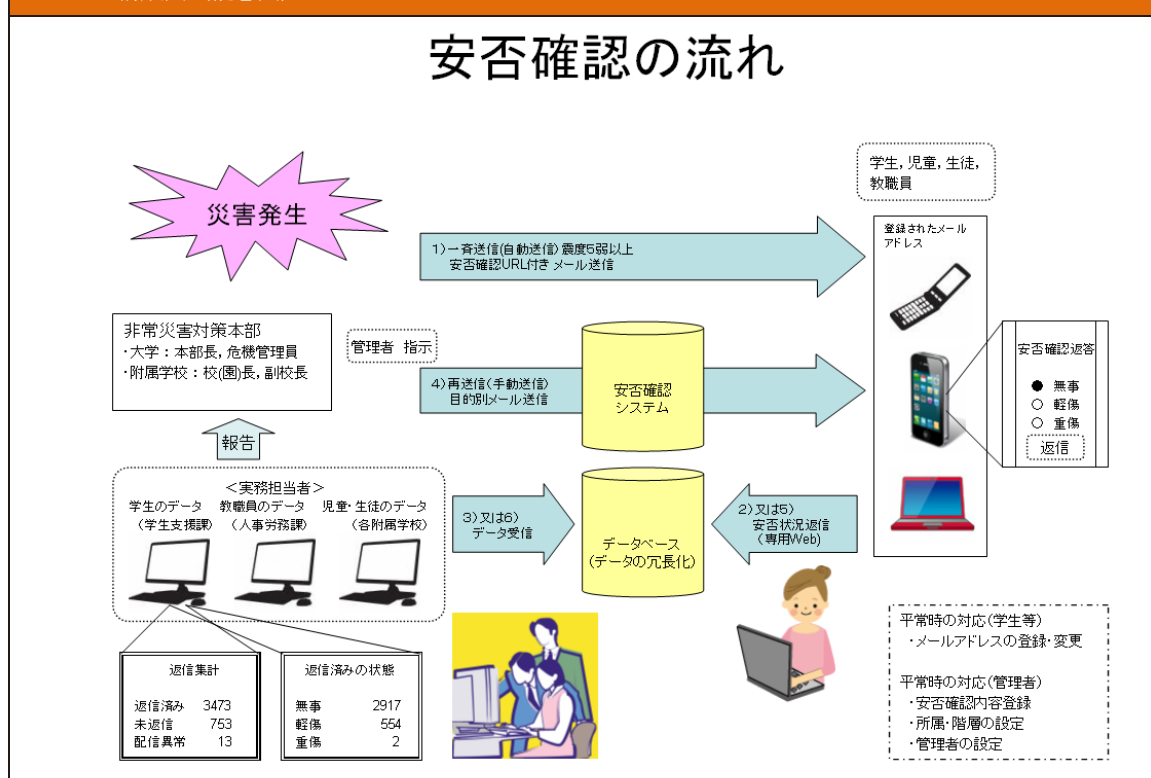
運用後は、総合防災・防火訓練時に学生・教職員にメールを配信し、安否状況を入力の上返信してもらい、機能の確認を行っている。

登録については、定期的に依頼をして、2018年度は学生の登録率が例年を越える6割以上に達している。今後も引き続き、周知方法や登録依頼を工夫して登録率の上昇を図っていく。

【資料2-1-C】 安否確認システム

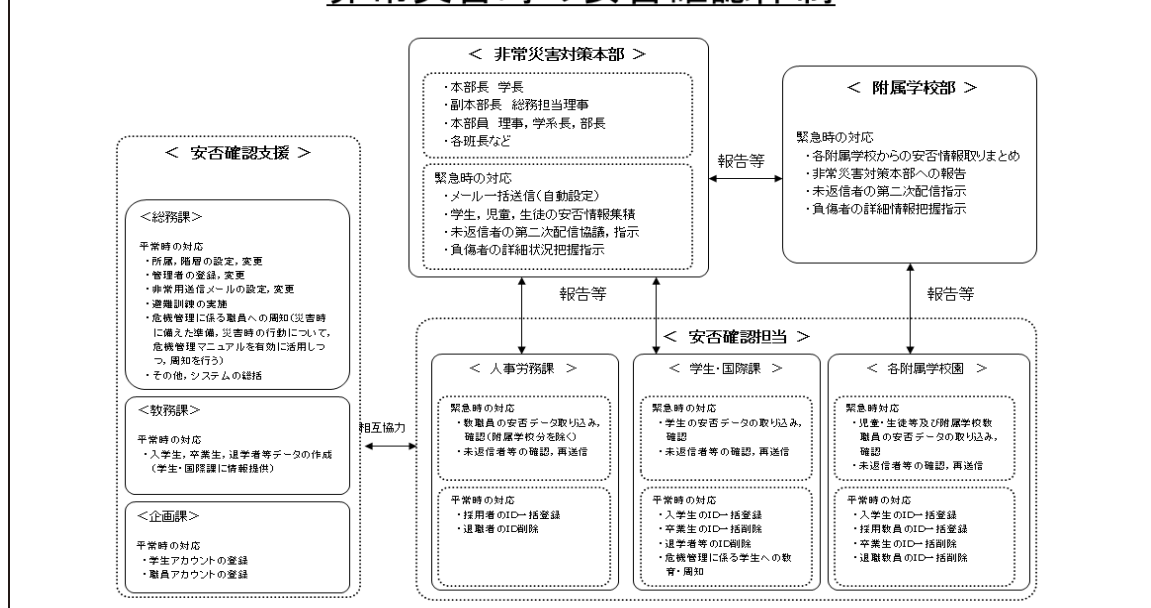
設置状況	2013年3月から運用開始
概要	市販されている安否確認サービスを利用し、有事の際に、事前に登録している学生、教職員個人のパソコン、携帯電話などのメールアドレスに対して安否確認メールが配信され、学生、教職員が受信したメールのURLにアクセスし安否状況を登録することにより、全構成員の安否確認を行う仕組みである。

システム構成図（概念図）



安否確認体制

非常災害時の安否確認体制



防災・防火訓練の実施

【観点に係る状況】

総合防災・防火訓練として、非常放送による通報訓練、地震時の安全確保、建物外への避難訓練、自衛消防隊活動訓練（災害対策本部設置、連絡、伝達、救出、救護、避難所開設、物資搬送、情報収集、建物設備等点検、消火、他）、安否確認を実施した。訓練での学生の避難確認は、各講義室単位で、受講人数と避難人数を照合した。

【分析結果とその根拠理由】

毎年、秋に総合防災・防火訓練として、非常放送による通報訓練、地震時の安全確保、建物外への避難訓練等を実施し、非常時には事務職員が責任をもって担当の活動ができるとともに、日々の防災・防火意識の高揚にも大きく関与している。さらに、消火器の操作訓練等に学生を参加させることで、学生にも防災・防火に対しての意識を持たせ、将来、教職に就く学生への意識付けに役立っている。

地下水浄化システム

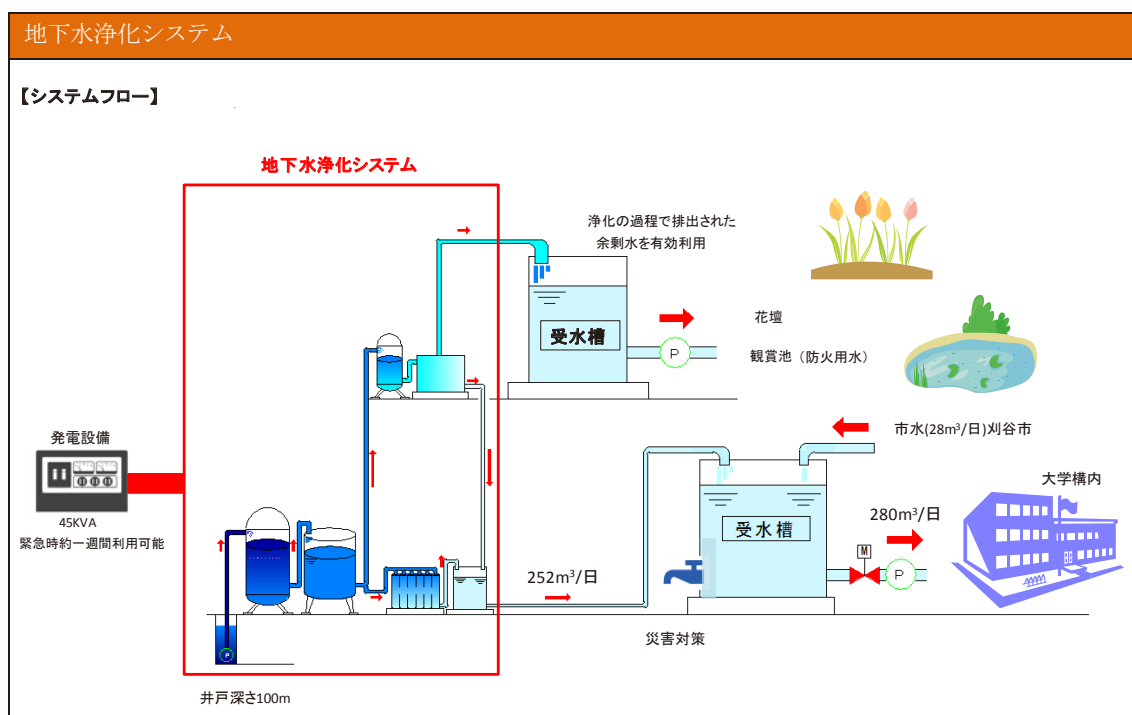
【観点に係る状況】

2011年8月から地下水浄化システム【資料2-1-D】を導入している。（大学）

【分析結果とその根拠理由】

水については、備蓄品として大学の構成員4,200人の1割が帰宅困難となる場合を想定し、1.5日分は備蓄しているが、一般的には1～3日分が必要であるとされている。発電設備により地下水浄化システムが稼働することで非常時の水の確保はできると考えられる。

【資料2-1-D】 地下水浄化システム



備蓄品整備状況

【観点に係る状況】

- ・食料・水については、大学の学生 4,200 人の 1 割が帰宅困難となる場合を想定し、1.5 日分を備蓄している【資料 2-1-E】。
- ・その他資機材として、発電機、投光機（ハロゲン）、非常用浄水装置を購入し、災害時に備えた。
- ・附属学校の構成員 3,500 人分は、2012 年度に大学でアルファ米、水を各 3,500 食分の備蓄品を用意した。以降、附属学校分については、各学校において準備し備蓄している。

【分析結果とその根拠理由】

食料については、大学の学生 4,200 人の 1.5 日分を備蓄できているが、一般的には 1～3 日分が必要であるとされているため、十分といえる量ではない。

また、水については、地下水浄化システムを導入していることから、稼働する限り大学の構成員及び地域からの避難者へも提供でき、地域貢献もできると考えられる。

さらに、附属学校については、2012 年度に大学から用意された備蓄品とその後各学校の判断で不足分を購入し備蓄している。

【資料 2-1-E】 備蓄品整備状況（大学分）

品 目			数量	品 目			数量	品 目			数量
非常食	アルファ米	1,800	消火	災害用レスキューセット	4	日用品等	ブルーシート(5.4×5.4m)	10			
	ビスケット等	728		二つ折り担架(スチール)	2		バクト・シート	6			
	飲料水(500ml)	5,428		油圧式ジャッキ(2 車)	10		ラジオ(ライト付き)	6			
	味噌汁	1,500		カナデコボール(1,200mm)	4		卓上カセットコンロ	10			
災害用救急セット	アルコールタオル	10	救 出 用 品	ハンマー(3.5kg)	4		ガスコンロ	5			
	携帯用使い捨てカイロ	100		くわ	5		カセットボンベ	144			
	紙おむつ(大人用S 16枚入)	64		剣スコップ(丸シヨベル)	7		チャッカマン	5			
	紙おむつ(大人用M 15枚入)	60		ヘルメット	35		折りたたみ式給水容器	132			
	紙おむつ(大人用L 13枚入)	52		ヘルメット(大学名入り)	142		組み立てポリ容器ウォータータンク(20L)	10			
	救急箱(アルミ製 50 人用)	1		トラロープ(径12mm×200m)	大学用		バケツ(銀色)	19			
	救急箱(20 人用)	3		メガフォン(ハンド型)	2		ポリバケツ(15L)	43			
	携帯酸素	2		三角巾	30		水ビシャク(15cm)	5			
	生理用ナプキン(28枚入)	213		消防帽子	30		やかん(8L)	5			
	トリアージ用タグ	100		誘導灯	11		カラススプーン	1,800			
	防寒シート(アーテック)	50		軍手	60		ティッシュペーパー	60			
	キャンピングシート(Mサイズ)	40		ゴム長靴	47		指定ごみ袋(45L 10 枚×60 袋)	大学用			
				防災シート	10		洗面器(径32cm)	30			
				消火器	大学用		タオル(白)	100			
				手押し車	1		布粘着テープ(50mm×25m)	10			
				アルミリヤカー	2		非常用ローソク(防水)	12			
				発電機	1		バック毛布(1/3 圧縮)	75			
				投光機(ハロゲン)	1		サバイバルシート	50			
				延長コード(30m リール付)	1		非常用トイレ(バンリイ袋)	200			
				ランタンライト	10		簡易トイレ(トイレ急便)	1,900			
		強力ライト	10		マンホールトイレ(テントのみ)	6					
		非常用浄水装置(1000L/h)	1		ポケットレインスーツ(S, M, L)	30					
		救助工具箱セット(附属学校用)	7		テント(集会用 2×3 間)	1					
					石油ストーブ(対流式)	入試用					
					のぼり(おもりとセット)	6					
					折りたたみコンテナ	26					
					アルミ製防災用簡易寝袋(ダンノ)	999					

事業継続計画（BCP）**【観点に係る状況】**

2016 年度末に事業継続計画（BCP）を完成させ、その後事業継続計画に基づく訓練を 2017 年度・2018 年度に実施し、見直しを行い、改善を踏まえたより実効性のあるものへと更新した。

【分析結果とその根拠理由】

事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき訓練を行うことによって、非常時の際の対応と事業継続計画（BCP）のブラッシュアップが進んでいる。

耐震化工事**【観点に係る状況】**

- ・倉庫等の小規模建物を除き、耐震工事は 2015 年度で全て完了し耐震化率は 100%である。また、非構造部材についても特定天井等の対策が必要なものについては、2015 年度で対策済みとなっている。
- ・書庫等の転倒防止の安全対策は、建物の改修工事に伴う移転や什器の購入に併せて実施しているが、使用者の自主性に任せているため、対策できていない家具もあると思われる。
- ・実験機器等の安全対策は、薬品庫は固定してある場合が多いが、実験機器の対策は、研究室、部局ごとで対応しているため差がある。

【分析結果とその根拠理由】

- ・耐震工事は 2015 年度で全て完了し耐震化率は 100%である。ただし、室内の安全対策は、使用者の自主性に任せているため十分ではなく、今後、対応が必要である。

通信・ライフライン**【観点に係る状況】**

- ・屋内の校内放送設備を整備されており、毎年行われる総合防災・防火訓練で、放送内容が聞き取りにくい部屋があるということから、その都度、施設課でチェックしている。
- ・通信ライフラインは、経年 30 年以上のケーブルが多数あり、改修が必要である。経年 30 年以上のケーブルについては、文部科学省の施設整備費補助金の概算要求事項として提出している。
- ・非常時の電源を確保するため、自家発電装置を大学 3 箇所と附属学校 6 箇所に配備している。
- ・電気・給排水ガスのライフラインは、概ね経年 30 年を目安に、改修を進めている。改修が未達のライフラインについては、継続して、文部科学省の施設整備費補助金の概算要求事項として提出している。

【分析結果とその根拠理由】

- ・屋内の校内放送設備を整備し、総合防災・防火訓練時に屋内・屋外の放送設備の不備があるので、屋外・建物内・廊下等スピーカーを設置し、点検・修繕を行っている。
- ・自家発電装置を大学 3 箇所と附属学校 6 箇所に配備し、非常時の電源確保は十分できている。
- ・災害時には固定電話・携帯電話とも不通となり、通信手段が無くなることが想定されるため、大学・附属間の連絡等には対策が必要となってくる。

観点2-2 危機管理に関する取組状況は充実した内容となっているか。

防災教育

【観点到係る状況】

- ・学生及び教職員を対象に危機管理セミナーを実施した。
- ・自衛消防隊の班長に必要に応じて自衛消防業務講習を受講させた。
- ・普通救命（心肺蘇生法）講習会を実施した。

【分析結果とその根拠理由】

- ・学生及び教職員に危機管理セミナーを実施し、教職員の危機管理に対する意識向上につなげることができた。
- ・自衛消防業務講習を受講することで、自衛消防隊の適切な人員配置ができた。
- ・普通救命（心肺蘇生法）講習会を毎年実施することで、非常時の人命救助に備えることができた。

化学物質（薬品）管理

【観点到係る状況】

- ・実験等で使用する薬品を関係法に則って適正に管理するために、薬品管理支援システム（TULIP）を導入して、2011年度から稼働させている。
- ・PRTR法等対象化学物質取扱実績調査の際、リスク管理の観点から、消防法第4類、警察庁から指定された爆発物の原材料、近年の法改正により新たに対象となった労働安全衛生法に係る特別管理物質（特別有機溶剤等）について併せて調査した。
- ・PCB把握調査を実施し、主に高電圧機器に含まれるPCB等について把握、収集等対応した。

【分析結果とその根拠理由】

- ・薬品の管理については、薬品管理支援システム（TULIP）を導入することで、ほぼ全学網羅的に薬品等の適正な管理ができています。
- ・PRTR法等対象化学物質取扱実績調査等により、薬品等の適正な管理ができています。
- ・PCB把握調査等により、PCBの把握、除去、廃棄について対策ができています。

情報セキュリティ管理

【観点到係る状況】

- ・愛知教育大学情報システムの基盤システムは一部を除き、学外のデータセンターに移行した。データセンターと大学間の接続は専用線を利用している。また、愛知教育大学情報システム、学務システム、財務会計システム、図書館システムについては、専用回線を用いてバックアップをとっている。
- ・啓発のためのセミナー等として次のとおり実施した。
個人情報保護・情報セキュリティセミナー
情報セキュリティ役職者講習
附属学校安全管理講習会

【分析結果とその根拠理由】

基盤システムは、専用回線を用いてデータセンターに設置したり、データはバックアップを行ったりして適切に管理・対策がとられている。

また、各種セミナーや講習会を開催することで構成員の情報セキュリティ教育も実施している。

個人情報漏えい防止

【観点に係る状況】

- ・個人情報の漏えい、紛失、盗難を防止することも目的として、個人情報保護に関する点検を毎年実施し、事故防止に努めている。
- ・個人情報の取り扱いの重要性と事故防止の方策等を深めることを目的として、個人情報漏えいに係る研修会及び個人情報保護・情報セキュリティセミナーを開催した。
- ・啓発活動として、教育機関における個人情報漏えい事故の発生状況を周知している。

【分析結果とその根拠理由】

個人情報保護に関する点検を毎年実施することや、研修会やセミナーを開催することで、個人情報及び漏えいに対する意識が高まり、さらに、教育機関における個人情報漏えい事故の発生状況を周知することによって、危機意識を高めることができた。

附属学校の危機管理

【観点に係る状況】

- ・7 附属学校園の正門などに防犯カメラを設置している。
- ・2013 年度に非常時の電源を確保するために、自家発電装置を附属学校 6 箇所 に 配備した。
- ・7 附属学校園教員を対象に「安全対策研修会」を実施している。
- ・既存の給水タンクを、非常時にタンクから直接水を提供できるように改修した。
- ・避難所として附属名古屋中学校は名古屋市の指定避難所に、附属岡崎中学校、附属岡崎小学校は岡崎市の指定避難所に、附属特別支援学校は岡崎市の二次避難所（災害弱者）にそれぞれ指定されている。
- ・附属学校園において、防災訓練、避難訓練（不審者含む）及び緊急時児童引渡訓練等を実施した。
- ・2018 年度に、食物アレルギーをテーマとした安全対策に関する研修会を開催した。
- ・2013年に公布された「いじめ防止対策推進法」により、幼稚園を除く全ての附属学校が策定する「いじめ防止基本方針」の検討を大学の専門家の協力を得て進めるとともに、対策の一つとして2014年度から非常勤カウンセラーを配置できるよう制度を整備した。
- ・2018年度に、附属幼稚園における「いじめ防止基本方針」を策定し、ホームページに公表した。
- ・2018年度に、いじめ、自殺などのトラブルを未然に防止するため、附属高等学校にSNSなどのネット上での生徒の書き込みを見守るソフトを導入した。

【分析結果とその根拠理由】

各学校において、防災訓練・避難訓練（不審者含む）、緊急時児童引渡訓練を実施し、安全対策の確保がされている。さらに、自家発電装置を附属学校 6 箇所 に 配備、既存の給水タンクを非常時に水を提供できる用に改修するなど、災害時への対応が整備されている。

門からの侵入者を対象とした防犯カメラとは別に、更なる安全対策として職員室や校舎等を対象とした防犯カメラを設置することで、外からの侵入者や不審者への対応ができ、校内の安全が確保できている。

また、附属名古屋小学校と附属幼稚園に 1 人、附属名古屋中学校に 1 人、附属岡崎小学校と附属特別支援学校に 1 人、附属岡崎中学校に 1 人、附属高等学校に 1 人の警備員を配置し、登下校の見守り

や校内巡視をすることで、児童・生徒等の安全が確保できている。

さらに、名古屋市及び岡崎市との間で指定避難所としての指定を受け、地域住民の災害時の受入体制も整い、地域貢献としての取り組みもできている。

各学校のいじめ対策については、「いじめ防止対策推進法」により、学校に定めることが義務付けられたいじめ防止基本方針に対し、専門的な意見を取り入れることは、法の趣旨からも望ましい取り組みである。

また、従来、カウンセラーが配置されていない学校にも配置することで、児童生徒への支援向上のみならず、校内の対策委員会への参画や教職員への支援が期待される取り組みとなっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・緊急地震速報システムにより地震の発生を全学や附属学校に事前に知らせることができ、また学生・教職員の安否を確認するメールを安否確認システムによって地震発生時に一斉に自動送信させることができるハード面が確立している。
 - ・全学の水使用量の9割を地下水でまかなっていることにより、震災時に自治体からの上水の供給が途絶えた場合でも、学内へ上水を供給できる手段がある。
 - ・事業継続計画（BCP）を作成して、それに基づき訓練を行っている。
 - ・危機管理や個人情報保護等についてのセミナーを毎年度実施している。
 - ・薬品管理支援システム（TULIP）により、約220種類（一年度間）の薬品が新規登録され、合理的な化学物質管理に寄与している。
- また、PRTR法、PCB等、化学物質関連調査等を実施し、関係法令及び社会の要請に対応している。
- ・2019年3月に基盤システムをデータセンターに移行したことにより、より高いセキュリティを担保できるようになった。

【改善を要する点】

- ・前述のとおり、薬品管理支援システム（TULIP）により、ほぼ全学網羅的に薬品等の適正な管理ができてはいるが、その一方、登録が十分ではないと思われる研究室があるため、より一層の登録推進を促す。
- ・各種セミナーや講習会等に参加できなかった職員のためにeラーニングシステムの導入等を行い、構成員の情報セキュリティ教育を充実させる必要がある。

自己点検・評価報告書 2018 参考資料・別添資料一覧

第2章 附属学校

資料番号	資料名	備考
参考資料 1	受託事業	年度計画 56
参考資料 2	指導助言、研修会件数一覧	年度計画 56,58
参考資料 3	第 36 回高校教育シンポジウム	年度計画 57
参考資料 4	アクティブラーニング、ICT	年度計画 57
参考資料 5	サポート活動人数一覧など	年度計画 57
参考資料 6	附属学校を活用した FD 研修について	年度計画 58
参考資料 7	平成 29 年度愛知教育大学 FD 活動報告書	年度計画 58
参考資料 8	平成 30 年度愛知教育大学 FD 活動報告書	年度計画 58
参考資料 9	研修会等実績一覧（三河教育研究会など）	年度計画 58
参考資料 10	平成 28 年 12 月愛知県ユネスコスクール指導者交流会	年度計画 59
参考資料 11	平成 29 年度日本教育大学協会研究集会発表概要集	年度計画 59
参考資料 12	多文化共生のための全国特別支援学校 ESD フォーラム 2017	年度計画 59
参考資料 13	平成 29 年度愛知県ユネスコスクール指導者研修会	年度計画 59
参考資料 14	東海地区ユネスコスクールフォーラム グッド・プラクティス校交流会 2018	年度計画 59
参考資料 15	平成 30 年 2 月・9 月 ESD 防災教育	年度計画 59
参考資料 16	平成 28 年度改革プラン取組状況	年度計画 60
参考資料 17	平成 29 年度改革プラン取組状況	年度計画 60
参考資料 18	平成 30 年度改革プラン取組状況（岡崎地区）	年度計画 60
参考資料 19	平成 30 年度改革プラン取組状況（名古屋地区）	年度計画 60
参考資料 20	平成 30 年度改革プラン取組状況（高校）	年度計画 60
別添資料 1－1－1	教育研究発表会開催実績一覧(H28-H30)	基準 1
別添資料 2－1－1	附属学校運営委員会規程	基準 2

別添資料 2-2-1	高大連携スクール(H28-H30)	基準 2
別添資料 2-2-2	大学教員の教育研究発表会指導者実績 (H28-H30)	基準 2
別添資料 2-3-1	附属学校を活用した大学教員 FD(H28-H30)	基準 2
別添資料 2-4-1	共同研究会報告書(H28-H30)	基準 2
別添資料 2-5-1	日本植物学会、日本生物教育学会	基準 2
別添資料 2-5-2	日本教育大学協会研究集会	基準 2
別添資料 2-6-③-1	愛知県ユネスコスクール指導者研修会(H28-H30)、東海地区ユネスコスクールフォーラム グッド・プラクティス校交流会 2018	基準 2
別添資料 2-6-③-2	平成 29 年度日本教育大学協会研究集会	基準 2
別添資料 2-6-③-3	コンサルテーション事業(H28-H30)	基準 2
別添資料 2-7-①-1	教育実習（事前指導）(H28-H30)	基準 2
別添資料 2-7-①-2	教育実習（道徳指導）(H28-H30)	基準 2
別添資料 2-7-②-1	教育実地研究実施計画(H28-H30)	基準 2
別添資料 2-7-②-2	教育実習実績集計表	基準 2
別添資料 2-7-③-1	教育実地研究専門委員会内規	基準 2
別添資料 3-2-1	巡回相談(H28-H30)	基準 3
別添資料 3-2-2	居住地交流	基準 3
別添資料 3-3-1	派遣教員の指導助言	基準 3
別添資料 4-1-1	附属学校運営委員会課題検討部会	基準 4
別添資料 4-2-1	附属学校検討専門委員会	基準 4

第 4 章 危機管理

資料番号	資料名	備考
参考資料 1	附属学校危機管理 web サイト公表状況	年度計画 97-1
参考資料 2	安全対策に関する研修会	年度計画 97-1
参考資料 3	附属幼稚園いじめ防止基本方針の審議	年度計画 97-1
参考資料 4	附属学校危機管理の対応	年度計画 97-1
参考資料 5	附属幼稚園いじめ防止基本方針の承認	年度計画 97-1
参考資料 6	附属学校養護教諭及び栄養教諭研修会	年度計画 97-1

自己点検・評価報告書 2018

2019年11月 発行

編集・発行

国立大学法人愛知教育大学評価委員会

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1

企画課評価係 Tel 0566-26-2128

<http://www.aichi-edu.ac.jp>